

## 「山下地区安全・安心まちづくり協議会」の組織認定の変更及び 「山下地区安全・安心まちづくりプラン」のプラン認定の変更について

### 1. 山下地区の現況とまちづくりの進捗について

山下地区は緑区の北側に位置し、東西を鶴見川と恩田川に挟まれ、中央には丘陵地帯を配した特徴的な地形をなす地域です。

農地と樹林地が地区の大半を占めていましたが、昭和 30 年代頃から青砥地区に工場と住宅地ができ、昭和 45 年には二つの川の河岸段丘が市街化調整区域、農用地区に指定されました。同時に丘陵地帯と青砥地区が市街化区域に指定され、新しい市営住宅の建設や戸建の住宅団地が造成され、農と住が結びついた閑静で自然豊かな地域となりました。

平成 26 年 4 月に「山下地区安全・安心まちづくりプラン」が認定された後、7 月に都市計画道路「中山北山田線」が開通し、令和 2 年には「横浜北西線」が開通するなど地域が大きく発展しています。

### 2. これまでの経緯

平成 25 年 1 月	山下地区安全・安心まちづくり協議会の発足
5 月	地域まちづくりグループ登録
平成 26 年 2 月	地域まちづくりプランの策定
4 月	地域まちづくり組織・プランの認定
平成 28 年 8 月	一般社団法人化の検討
10 月	一般社団法人山下地区安全・安心まちづくり協議会の設立

### 3. 最近の活動

令和元年 7 月	まちづくりプラン改定の検討開始
10 月	テーマの検討会開催
11 月	まちづくりプランと地区別計画の連携イメージを検討
令和 2 年 1 月	山下地区安全・安心まちづくり委員会内での意見募集
令和 2 年 4 月	まちづくりニュース第 14 号発行（まちづくりプランの活動報告）
7 月	まちづくりプラン改定素案に対するアンケートの実施
9 月	アンケートによる意見を踏まえたプラン内容の検討 まちづくりニュース第 15 号発行 （アンケートの結果報告、プラン改定案の周知）

### 4. 「山下地区安全・安心まちづくりプラン」のプラン認定の変更について

#### (1) 申出理由

地区内の課題解決とより良い住環境や特徴を生かしたまちづくりを目指すため、平成 26 年 2 月にまちづくりプランを策定（26 年 4 月地域まちづくり組織認定）し、具体的な活動を進めてきました。

策定から5年が経過し、既に完了済みの項目や新たに追加が必要な課題が浮き彫りとなったため、今回見直しを行い、プラン認定の変更を申し出ます。

## (2)「山下地区安全・安心まちづくりプラン」の主な変更点

<【資料 1-3】参照>

- ア まちづくりの進捗状況について項目及び図の追加
- イ まちづくりプランの改定について項目追加
- ウ まちづくり目標について文言修正
- エ 方針について集約及び文言追加、一部修正
- オ 方針図について修正
- カ 改定の経過について追加

## 5. プラン認定変更における認定基準等への整合について

### (1)地域住民等の多数の支持を得ていること（条例第 10 条第1項第1号）

<【資料 4-1】【資料 4-2】【資料 4-3】【資料 4-4】【資料 4-5】参照>

プランの変更について、ニュース、アンケートを行い地域住民へ周知を行いました。

- ア アンケートでの意見募集  
配布数：約 5500 世帯（非自治会員含む）  
回収数：356 世帯 回収率：約 6.5%  
プランについて約 8 割の賛成意見を得ています。
- イ まちづくりニュースの発行  
配布数：約 5500 世帯（非自治会員含む）  
アンケートの意見を反映し、改定案を作成しました。
- ウ プラン改定案の周知  
アンケートの意見を踏まえて、改定素案に対する意見への回答を周知しています。

### (2)横浜市都市計画マスタープランに整合していること(条例第 10 条第1項第2号) <【資料 5】参照>

「山下地区安全・安心まちづくりプラン」で変更する項目は、横浜市都市計画マスタープラン・緑区プランの以下の項目に整合しています。

- 1-2 緑区におけるまちづくりの考え方
- 2-1 「緑と水の回廊」づくりプラン
- 2-2 「暮らしの環境」づくりプラン

## 6. 「山下地区安全・安心まちづくり協議会」の組織認定の変更について

### (1)申出理由

平成 26 年 4 月に山下地区安全・安心まちづくり協議会が組織認定を受け、地域まちづくりプランの推進に取り組んできました。その後、ささえあいバスの運行検討により、平成 28 年 10 月一般社団法人山下地区安全・安心まちづくり協議会を設立しました。一般社団法人化にあたり、認定を受けた協議会の事務を引き継ぐまちづくり委員会を一般社団法人組織内に設けることについて、総会で承認

を得ています。

一般社団法人設立当初の定款では、「地域住民等が意見を述べるができる」という組織認定の要件（運用基準Ⅱ 1（3）オ）を満たしていなかったため、平成 30 年度の理事会にて「一般社団法人 山下地区安全・安心まちづくり協議会委員会設置に関する規則（第 6 条）」を改正し、認定の条件が整ったことから、プランの変更と同時に組織認定の変更を申し出ます。

#### 7. 組織認定変更における認定基準等への整合について

(1) 地域住民等で構成されていること(条例第9条第1項第1号) <【資料6】【資料7】参照>

(2) 地域住民等の多数の支持を得ていること(条例第9条第1項第2号) <【資料 4-3】【資料 4-5】参照>

組織の変更についてアンケートを行い、9割を超える賛成意見を得ています。

以上により、「山下地区安全・安心まちづくり組織」について組織認定の変更及び、「山下地区安全・安心まちづくりプラン」についてプラン認定の変更をすることとしたい。

《添付資料》

1. 地域まちづくりプラン認定変更申出書 . . . . . P5

【資料 1-1】 改定後の山下地区安全・安心まちづくりプラン . . . . . P 6

【資料 1-2】 現行の山下地区安全・安心まちづくりプラン . . . . . P18

【資料 1-3】 新旧対照表 . . . . . P26

(1) 地域まちづくりプランに係る活動計画書

【資料 2】 活動計画書 . . . . . P40

(2) 活動実績書

【資料 3】 活動実績書 . . . . . P41

(3) 地域住民等への地域まちづくりプランの策定に関する情報の公表及び周知の状況を示す書類並びに、地域住民等の多数の支持を得ていることを示す書類

【資料 4-1】 山下地区安全・安心まちづくり協議会ニュース第 14 号 . . . . . P49

【資料 4-2】 山下地区安全・安心まちづくりプラン改定素案（概要版） . . . . . P51

【資料 4-3】 まちづくりプラン改定素案に対するアンケート用紙 . . . . . P53

【資料 4-4】 山下地区安全・安心まちづくり協議会ニュース第 15 号 . . . . . P55

【資料 4-5】 まちづくりプラン改定素案のアンケート結果 . . . . . P57

(4) 横浜市都市計画マスタープランに整合していることを示す書類

【資料 5】 横浜市都市計画マスタープラン・緑区プランとの整合について . . . . . P59

2. 地域まちづくり組織認定変更申出書 . . . . . P62

(1) 会則

【資料 6-1】 定款 . . . . . P63

【資料 6-2】 委員会設置に関する規則 . . . . . P68

(2) 構成員名簿

【資料 7】 構成員名簿 . . . . . P70

地域まちづくりプラン認定変更申出書

令和2年10月12日

(申出先)  
横浜市長

地域まちづくり組織の名称  
一般社団法人  
山下地区安全・安心まちづくり協議会  
申出者 代表者住所 [REDACTED]  
代表者氏名 会長 篠崎 慧  
代表者電話番号 [REDACTED]

地域まちづくりプランとしての認定の変更を受けたいので、横浜市地域まちづくり推進条例施行規則第10条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

(変更前)	(変更後)
別紙のとおり  ・現行の山下地区安全・安心まちづくりプラン	別紙のとおり  ・改定後の山下地区安全・安心まちづくりプラン  ※変更箇所については、「山下地区安全・安心まちづくりプラン 新旧対照表」をご参照ください。

- (注意) 1 代表者が法人その他の団体である場合は、代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 この申出書には、次に掲げる書類のうち、当該変更内容を証する書類のみ添付してください。
- (1) 地域まちづくりプランに係る活動計画書
  - (2) 活動実績書
  - (3) 地域住民等への地域まちづくりプランの策定に関する情報の公表及び周知の状況を示す書類
  - (4) 地域住民等の多数の支持を得ていること及び横浜市都市計画マスタープランその他市が策定した地域まちづくりに関する計画に整合していることを示す書類
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 変更前と変更後の内容が分かるよう記入してください。
- 4 この申出に基づき、地域まちづくりプランとしての認定の変更をした場合は、その旨を公表します。

(A4)

【改定案】

# 山下地区安全・安心まちづくりプラン



山下地区の遠景



地域の特産物「浜なし」



小山地区の稲作の天日干し



山下地域交流センター



地域の足 山下地区「ささえあいバス」

山下地区安全・安心まちづくり協議会

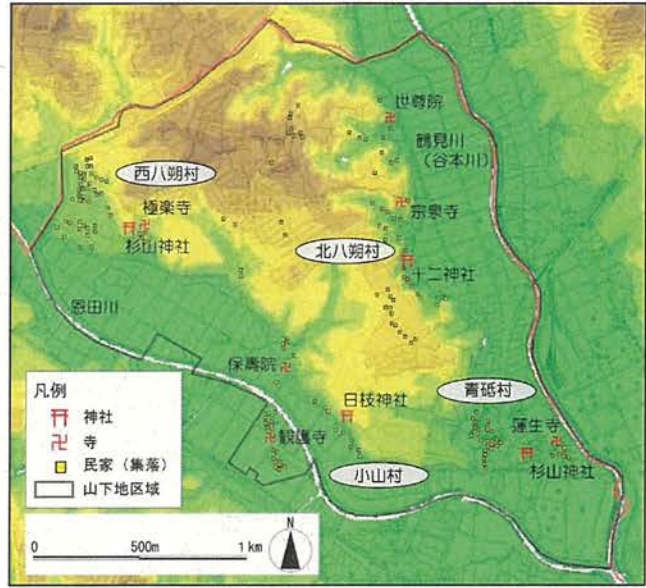
令和〇年〇月改定

# 1 山下地区の成り立ち

山下地区は、緑区の北側に位置し、東西を鶴見川(谷本川)と恩田川に挟まれ、北を東名高速道路で区切られた三角地帯で、その中央には丘陵地帯がある特徴的な地形をなす地区です。

元来、二つの川の肥沃な河岸段丘では耕作がなされ、丘陵地帯を里山としその裾野には集落を配し村が形成されていました。

現在の山下地区もこうした村時代の構造を基盤として成り立っています。



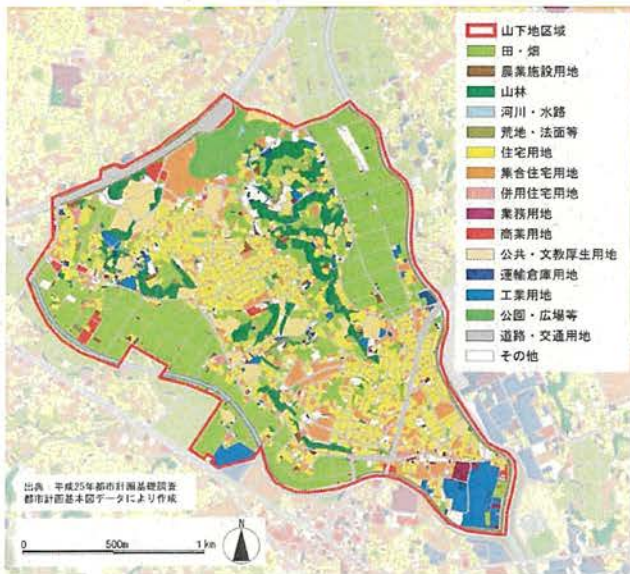
\*現在の地形・道路図に明治14年の神社仏閣及び民家(集落)を重ねたもの

# 2 地区の状況とまちづくりの進捗状況

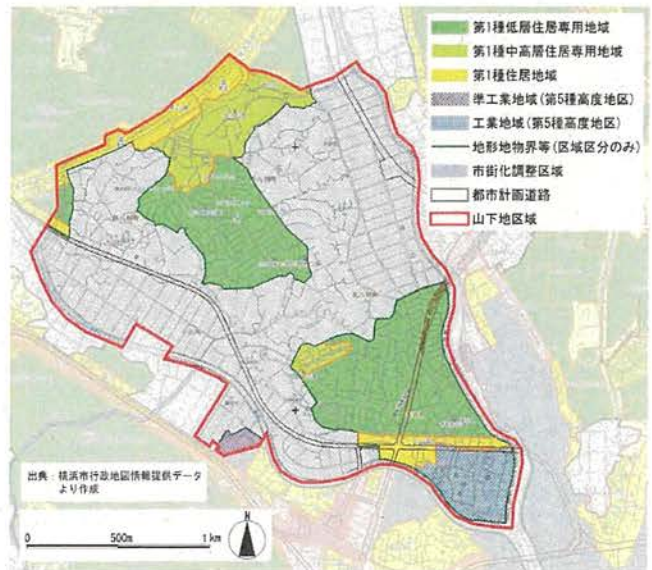
## (1) 地区の状況

山下地区は農地と樹林地が地区の大半を占めていましたが、昭和30年代頃から青砥地区に工場と住宅地が出来、昭和45年には二つの川の河岸段丘が市街化調整区域、農用地区に指定され、「浜なし」や稲作・近郊野菜の栽培が盛んになりました。同時に丘陵地帯と青砥地区が市街化区域に指定され、新しい市営住宅の建設や戸建の住宅団地が造成され、農と住が結びついた閑静で自然豊かな地域となりました。

そして平成26年には、都市計画道路「中山北山田線」が開通、令和2年には「横浜北西線」が開通するなど地域が大きく発展しました。現在(令和2年)、人口は約16,000人、高齢化率は26%弱と超高齢社会の地区でもあります。



土地利用現況図



都市計画図

## (2) まちづくりの進捗状況

平成 26 年 2 月のまちづくりプラン策定以降、様々な取組みや整備が進められ、その成果を以下に纏めます。

### 【A 活動拠点】

- ・ 山下地域交流センターの施設整備進む
  - ⇒ 和室のフローリング化を完了 (H27.3)、図書室リニューアル・オープン (R1.7)
- ・ 山下地区ネットワークサロンの開設 (H28.4)：《緑区課題チャレンジ提案事業》
  - ⇒ 山下地区内 16 か所に開設、地域の人達のつながりの場・憩いの場として拡大
- ・ 横浜北西線トンネル上部公用地の利用検討進む
  - ⇒ 山下地域ケアプラザの建設決定 (R3.4 開所予定)、消防訓練所の整備 (R2 予定) および消防積載車置場の建設 (R2 予定) 等決定

### 【B 交通】

- ・ 青 81 系統 (東急バス) の中山駅北口までの延伸完了 (H26.5)
  - ⇒ 延伸完了後に 1 日 11 回運行、利用客も目標の 1 便当たり 14 名を達成
- ・ 山下地区内を通る新しい幹線道路が完成
  - ⇒ 都市計画道路「中山北山田線」の全線(青砥町～都筑区見花山)の供用開始 (H26.7) 横浜北西線 (東名高速道路～第三京浜道路と横浜北線) の開通 (R2.3)
- ・ 山下地区コミュニティバス「ささえあいバス」の実証運行完了 (H28.12～H31.3)
  - ⇒ 多くの経験と知見を取得、本格運行へ繋がる
- ・ 横浜で初めて地域の人達が運行する「ささえあいバス」の本格運行を開始 (H31.4～)
  - ⇒ 買物便とグループ便を新たに追加、買物便は高齢者に大変好評

### 【C 歩行者空間】

- ・ 尾根道の歩行者通路の改修が進展 (H26～R1)
  - ⇒ カラーベルト・側溝の改修、大和田商店のある坂道の拡幅工事完成など
- ・ スクールゾーン協議会での子供の安全通学に向けた取り組みが進展
  - ⇒ 緑土木事務所、区役所、緑警察署の協力により順調に要望の安全対策が進む

### 【D 農業】

- ・ 北八朔日曜朝市直売会の開催が軌道に乗る
  - ⇒ 毎月第二日曜日に北八朔上自治会館前で開催、多くの地域の人達が利用、好評
- ・ 北八朔農産物直売所が北西線トンネル上部に移転 (R2.2)
- ・ 農業施設整備、農業情報発信拠点育成、中山駅近郊農地の都市機能導入などの取組み
  - ⇒ 北八朔農業活性化推進協議会の勉強会開催 (年 4 回) (H26～)
  - ⇒ 小山町の課題を考える会の役員会開催 (不定期) (H26～)
- ・ 市有地を活用した菜園づくりが進展 (H27～)
  - ⇒ 北八朔町 1889-32・33：北八朔自治会子ども会の農業体験の場として利用
  - ⇒ 北八朔町 2108-3・4：山下みどり台小学校生徒の農業体験の場として利用



## 【E 自然環境】

- ・北八朔公園愛護会による公園の自然環境整備と保全、イベント開催による地域の人達への憩いの場の提供活動が進む
  - ⇒ グリーンフェスタ、ホテル鑑賞会、ソーメン流し、リース作り、どんど焼きなど多くの地域住民が参加、ふれあいと親睦を深めている

## 【F 防災】

- ・山下小学校、山下みどり台小学校地域防災拠点の実働訓練の実施（毎年9月と2月）
  - ⇒ 訓練マニュアルに基づく多視点からの避難所運営のための訓練を実施
  - ⇒ 備蓄庫にある資機材のメンテナンスと備蓄品の点検・入れ替え
  - ⇒ 山下小学校地域防災拠点では「災害用ハマッコトイレ」の設置完了
- ・農地の「防災協力農地」への登録推進
- ・洪水対策としての恩田川遊水地整備事業が、小山町上地区にて実施決定（H30.3）
  - ⇒ 地権者、地元への遊水地整備事業に関する説明会を実施済み、用地測量終了
  - ⇒ 工事に伴う諸課題対応窓口として恩田川遊水地整備対策協議会を発足（R1.12）

## 【その他】

- ・防犯体制の再構築と活動の充実が進展
  - ⇒ 青パトによる昼間・小学生下校時・夜間の防犯パトロール体制を強化、また、最新機器を装備した新青色パトカーが導入（R1.12）され巡回の安全性が向上
  - ⇒ 小学生を対象とした防犯講座を毎年開催（H28～）、親子で受講、子ども自身が犯罪から身を守る意識の高揚を図る
- ・安心安全美化運動の推進：《緑区課題チャレンジ提案事業》（H29～H31）
  - ⇒ 「エコ生活を考える会」による寄せ植え講習会開催、地域のつながり作りと高齢者の見守りに貢献
- ・生活支援事業の推進：《緑区課題チャレンジ提案事業》（H31）
  - ⇒ 山下ボランティアセンターと山下チョイボラの会を設立（H31.4）、「チョットした困りごと」に手を差し伸べる生活支援活動の試行を経て本格運用に入る（R2.1～）
  - ⇒ 支援メニューは「草刈り」「枝切」「電球交換」「家具の移動」「部屋の清掃・片付け」
- ・山下地区安全・安心まちづくりニュースの発行
  - ⇒ 年2回の発行を継続（H26～）

# 【まちづくりの進捗状況】

・地区内全体を対象とした項目

・「ささえあいバス」本格運行を開始 (H31.4~)

・防犯体制の再構築と活動の充実

・生活支援事業の本格運用開始 (R2.1~)

・愛護会の自然環境整備と保全活動

・北八朔日曜朝市直売会の開催が軌道に乗る

・市有地を活用した子ども菜園が二か所に実現

・山下地域ケアプラザ建設決定 (R3.4開所予定)

・北八朔農産物直売所の移転



・恩田川遊水地整備事業実施決定 (H30.3)

・和室のフローリング化 (H27.3)  
・図書室のリニューアル (R1)

・尾根道の歩行者通路の改修が進展 (H26~R1)

・青81系統の中山駅北口までの延伸実現 (H26.7)

## 凡例

A = 活動拠点	市街化調整区域
B = 交通	農用地区域
C = 歩行者空間	北八朔農業専用地区
D = 農業	
E = 自然環境	
F = 防災	
その他	

\* 点線や矢印で示したものは大枠を示したものであり、位置や区域などを正確に示しているものではありません。

0 500m 1km



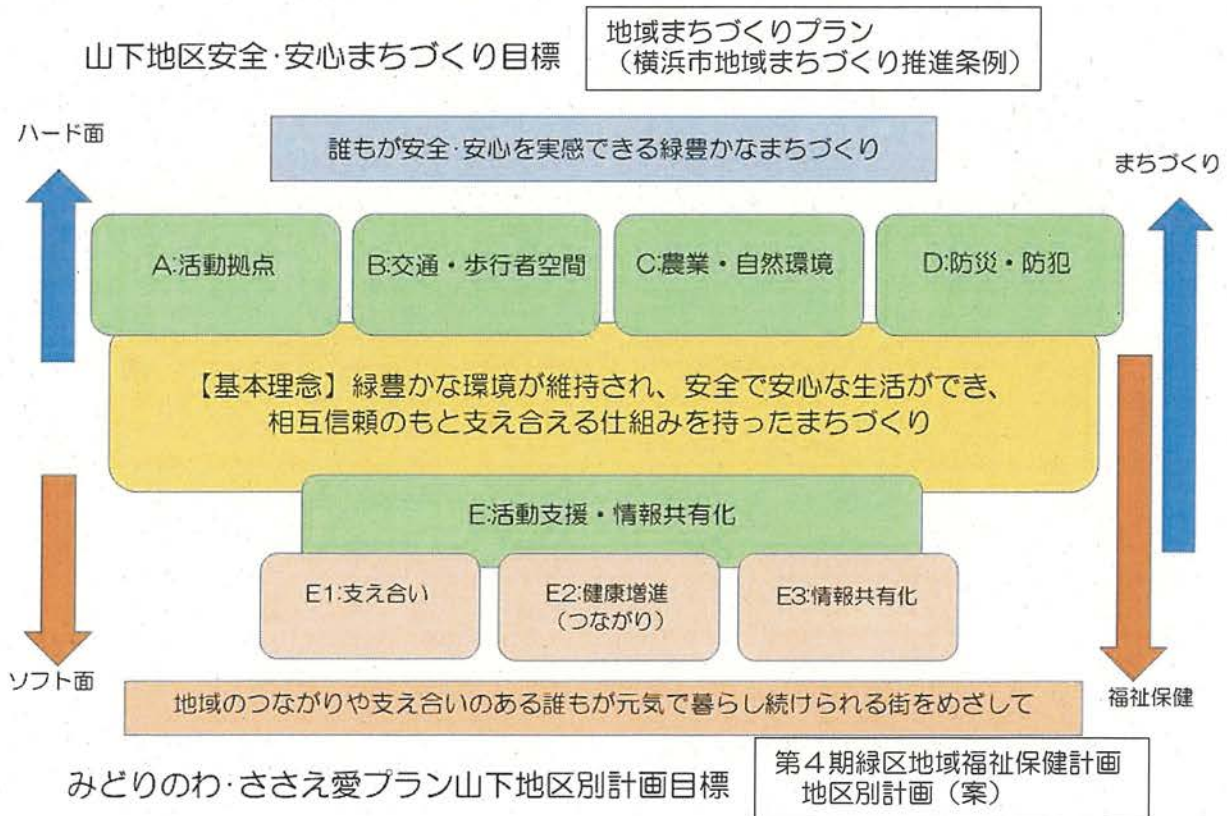
### 3 まちづくりプランの改定

平成26年2月より実施した「安全・安心まちづくりプラン」は、活動拠点の不足や地区内を相互に結ぶ公共交通機関が乏しいこと等の課題を解決し、地区内外における人とのつながりを強め、様々な地域活動を通じてコミュニティが活性化することを目指してきました。これまでの活動は多くの成果を生み、まちづくり目標として掲げた『地区内外とのつながりを大切にしまちづくり』に基づく具体的な方針の多くが達成・整備されてきています。またテーマによっては見直しを図った方が良いと考えられるものもあります。

そこで令和の新しい時代の初めに当たり、また少子超高齢社会の進展に対応すべくまちづくりプランの改定を図り、更に安全で安心なまちづくりを進めることにしました。

令和の時代に向けた「安全・安心まちづくり」の基本理念は、今まで培ってきたまちづくりプランの成果の上に立ち、「緑豊かな環境が維持され、安全で安心な生活ができ、相互の信頼のもと支え合う仕組みを持ったまちづくり」を目指すことにしました。

下図にプランの全体概念図を示しました。



## ☆ 山下地区安全・安心まちづくり目標 ☆

### 『誰もが安全・安心を実感できる緑豊かなまちづくり』

安全・安心まちづくりや少子超高齢社会の進展に対応した「安全」「安心」とは、どのような状態を考えれば良いでしょうか。

「安全」とは、自然災害に対する備えがあり、犯罪のない、交通安全が確保された状態、「安心」とは、近助・共助・公助が機能し、相互に信頼できる支え合える仕組みが維持されている状態、と定義します。

これらをハード面とソフト面から捉えて、改定する新しい「まちづくりプラン」は主にハード面からの取組みを中心に据え「誰もが安全・安心を実感できる緑豊かなまちづくり」を目標に推進します。なお、ソフト面からの取組みは、地域福祉保健計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」の山下地区別計画として推進します。

この目標を達成するために、次の4つの切り口で取り組んでいきます。

- (1) 安全・安心で快適なまちづくり . . . . .《防災・防犯、歩行者空間》
- (2) 農と住が調和した緑豊かなまちづくり . . . . .《農業・自然環境》
- (3) 相互信頼のもとで相互に支え合えるまちづくり . . . . .《交通、活動支援》
- (4) 生き甲斐を育む活動の場・居場所のあるまちづくり . . . . .《活動拠点、活動支援》

目標達成に向けた具体的な方針をそれぞれ定めます

#### A 活動拠点

既存施設の有効活用を進めるとともに新たな地域活動に対応した場の構築と整備を検討します。

- ① 山下地域交流センターは、耐震化を進め安全安心を確保し、地域の人達の集いの場として活用促進を図ります。
- ② 山下みどり台小学校コミュニティハウスについては、さらに使いやすい施設となるよう改善を図ります。また、小中学校などのグラウンドや施設の利用を今後も継続して利用できるよう学校との連携を図ります。
- ③ 横浜北西線トンネル上部公有地を活用して建設される山下地域ケアプラザ内に、地域の人達の集いの場を作り、利用を図ります。  
また、上部利用施設として建設される消防団訓練所も、地域の人達への利活用を図ります。
- ④ 洪水対策として整備される恩田川遊水地の上部利用施設は、地域の人達の要望を取り入れ構築し、利活用を図ります。



○山下地域交流センター



○山下地域ケアプラザの建物パース

## B 交通・歩行者空間

駅へのアクセスや地区内交通網の充実に向けた検討を進めます。また、安全・安心に歩行できる空間づくりを目指します。

- ① 都市計画道路中山北山田線の開通に合わせて中山駅へ延伸したバス路線の利用促進を図り、増便など利便性を改善するとともに、川和町駅への接続運行や山下地域ケアプラザへの交通網の確保を目指します。
- ② 住民どうしで助け合い移動できる仕組みとして導入した山下地区「ささえあいバス」の運行の常態化を図り、高齢者を中心とした、車を運転しない方々の地域活動への参加や買い物を支えます。
- ③ 歩道や車道が狭く、通学路や幹線道路における歩行者空間の危険個所が多い山下地区の特性を考慮し、学校・地域の方の意見を聞きながら、路面標示や交通規制などの安全対策を検討し改善を図ります。あわせて、バリアフリーにも配慮するなど、快適で安全安心な歩行者空間づくりを目指します。
- ④ 狭あい道路や歩道の拡幅については、地権者の理解を得ながら行政に働きかけ、長期的な視点で改善に努めます。



○現在の中山北山田線（青砥町付近）



○山下地区「ささえあいバス」

## C 農業・自然環境

次世代につなぐ新たな農地の活用について検討します。また、緑と水のある豊かな自然環境を保全します。

- ① 直売所や朝市などにより地産地消を促進するとともに、農に関する情報発信や農とふれあう環境づくりを進めます。



○朝市の様子（北八朔上自治会館広場）

- ② 認定市民菜園や栽培収穫体験ファームの整備などによる休耕地の利用を促進し、次世代への農業の継承と農地の保全を図ります。
- ③ 市有地での地域菜園利用を継続し、子供たちの農業体験と環境学習の機会を促進します。
- ④ 中山駅に近い農地等についてはその立地を生かし、周辺地域の機能を補完するような都市機能の導入について、地権者及び地域住民の意向を踏まえてその可能性を検討します。
- ⑤ 北八朔公園の貴重で美しい自然を永く保全し、地域の人達の憩いの場として利用し続けられるように保存管理を図ります。  
環境学習や地域のイベントなどで利用できる北八朔公園以外の樹林地や斜面緑地などは、地域の貴重な資源として地権者の協力を得ながら保全を図ります。



○北八朔子ども会菜園



○北八朔公園内「ほたる橋」

## D 防災・防犯

大規模災害に対応した自助・共助の仕組みづくり、地域防災拠点の充実を検討します。また、防犯灯などの設置や防犯パトロールにより地域に安心を届けます。

- ① 大規模自然災害の多発化に対応し、各世帯における減災行動や備蓄の必要性を啓発・促進して自助力を高めるとともに、「防災ささえあいカード」により要援護者の世帯を事前に把握し、共助のシステムを検討します。
- ② 大規模地震災害ばかりでなく、風水害に対応した避難所運営や備蓄品の拡充を図ります。また、地域の施設の協力を得ながら、身近な避難場所の確保に努めます。
- ③ 防災協力農地への登録を進め、災害時には地区内外からの避難者を受け入れます。
- ④ 各自治会の防犯活動の促進に加え、青パトによる昼間・小学生の下校時・夜間の防犯パトロールを継続し、地域に安心を届けます。
- ⑤ 暗い歩道への防犯灯や危険箇所への防犯カメラの設置など、犯罪抑止に注力します。
- ⑥ 安全教室の開講や防犯情報の見える化に努めます。



○ハマッコトイレ  
(山下小学校地域防災拠点)



○防犯パトロール（青パト）

## E 活動支援・ 情報共有化

地域内の支え合いや居場所づくりを支援します。  
また、活動内容を周知するため情報の共有化を図ります。

- ① 「チョットした困りごと」に対応する生活支援活動を推進します。
- ② サロンの開催など居場所づくりに努め、地域のつながりを高めます。
- ③ まちづくりニュースを発行し、情報の共有化を図ります。また、情報通信技術（ICT）の活用を検討します。



○生活支援事業（庭木の刈込作業）



○サロンの様子



○まちづくりニュース

このテーマは、地域福祉保健計画の「みどりのわ・ささえ愛プラン」山下地区別計画と共通のテーマですので、ハード面での取り組みを中心に「安全・安心まちづくりプラン」では取り上げたい。会議の効率化のため、両プランの共同開催を企画します。

# ☆山下地区安全・安心まちづくりプラン方針図☆

## 【まちづくり方針図】

・地区内全体を対象とした項目

B = 交通・歩行者空間 ②~④

D = 防災・防犯 ①~⑥

C = 農業・自然環境 ②

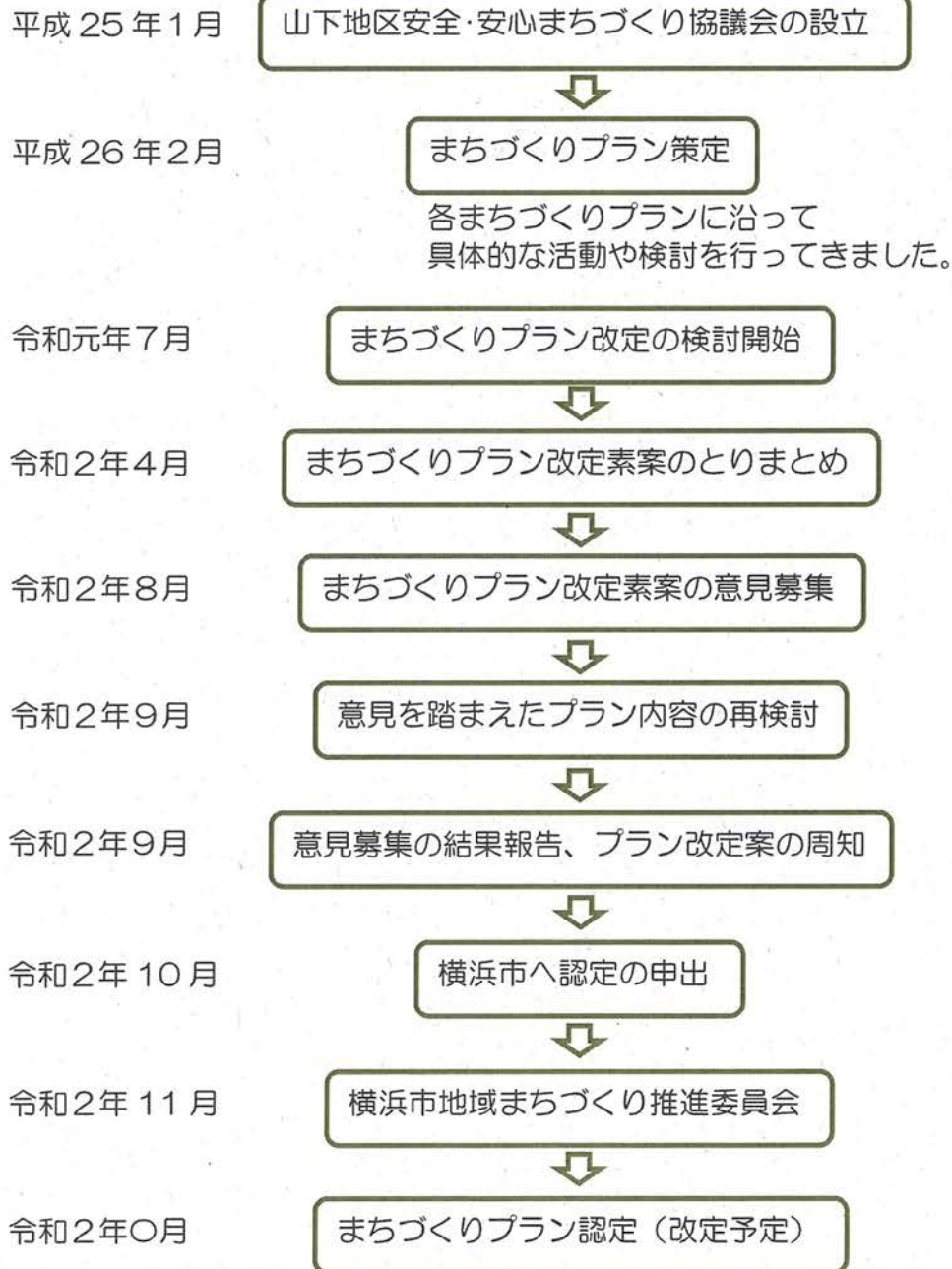
E = 活動支援・情報共有化 ①~③





## ■プラン策定、改定の経過

山下地区安全・安心まちづくり協議会（平成 25 年 1 月設立）は、北八朔町における横浜北西線の整備による地区環境の変化を機とし、地区の生活環境向上を目指して、まちづくりプランを策定しました。プラン策定後は、各まちづくりプランに合ったまちづくりを実現するため、具体的な活動や検討を行っていきます。



### 【連絡先】

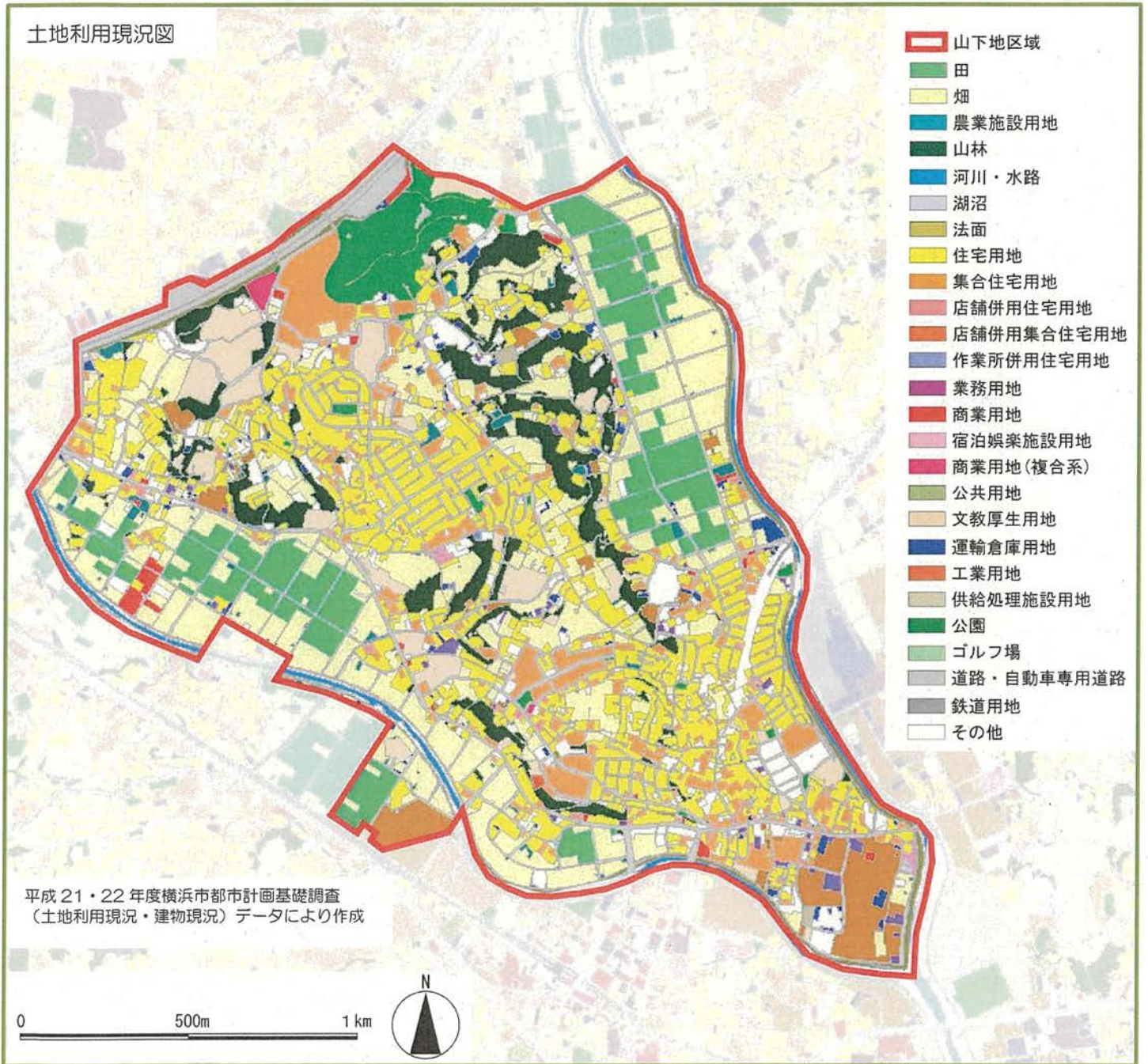
一般社団法人 山下地区安全・安心まちづくり協議会

Mail : XXXXXXXXXX



# 山下地区安全・安心まちづくりプラン

土地利用現況図



山下地区安全・安心まちづくり協議会

平成 26 年 2 月

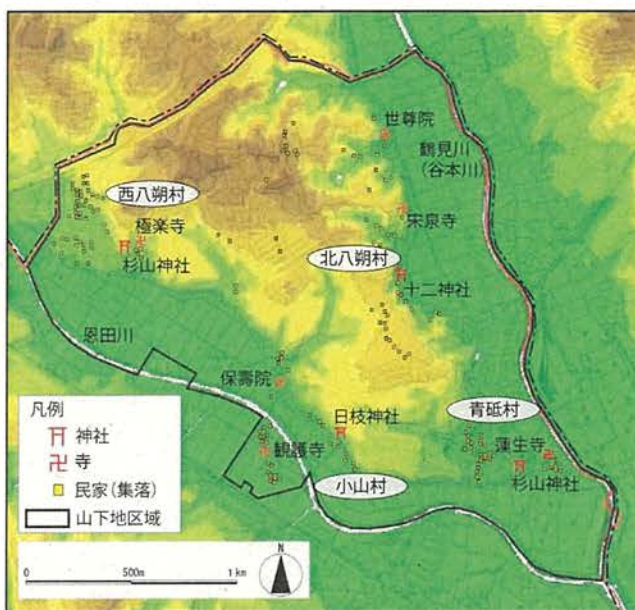
平成 26 年 4 月 4 日 認定

# 1 山下地区の成り立ち

山下地区は、鶴見川(谷本川)と恩田川に挟まれ、青葉区寺家につながる三角地の先端に位置しており、東名高速により青葉区と分断されています。

また、土地中央に尾根が張り出すという特徴的な地形を成す地区です。元来、山裾に集落を配し、低地部を耕地に、斜面と高台を里山として活用しながら村が形成されました。

現在のまちも、こうした村時代の構造を基盤として成り立っています。



\*現在の地形・道路図に明治14年の神社仏閣及び民家(集落)を重ねたもの

# 2 現在の地区の状況と都市計画道路整備状況

## (1) 地区の状況

農地と樹林地が地区の大半を占めていましたが、青砥地区には昭和30年代頃から工場と住宅地が存在していました。

昭和45年には、主に地区中央の丘の上と青砥町が市街化区域となり、河川沿いが市街化調整区域となりました。市街化調整区域は、地区面積の半分以上を占めています。

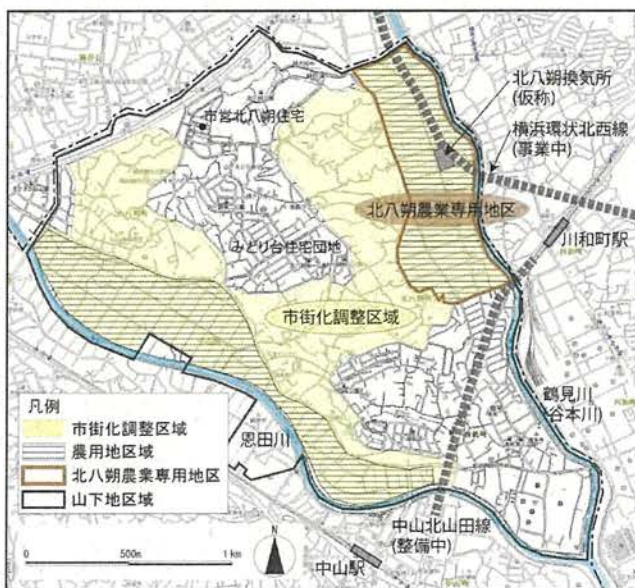
それ以降、みどり台住宅団地と市営北八朔住宅が整備され、住民が増えました。

## (2) 都市計画道路整備状況

都市計画道路「中山北山田線」は青砥町から都筑区見花山までの区間において整備中です。

また、東名高速と第三京浜を結ぶ都市計画道路「横浜環状北西線」も事業中となっています。

これらの整備により地区内の環境の変化が予想されます。



### 3 まちづくりプラン

山下地区は、農地やまとまった樹林地に囲まれ、美しい生活環境のなかにあります。課題も多く挙げられます。例えば、活動拠点の不足や地区内を相互に結ぶ公共交通機関が乏しいこと、歩行者空間が確保されておらず危険であること、また、いかに次世代へ農業を受け継ぐかなどの課題があります。

これらの課題を解決し、より良い住環境や地区の特徴を生かしたまちづくりを目指すため、まちづくりプランを策定します。策定にあたっては、

- ①既に検討され、関係部署との協議が進んでいるまちづくりについて  
そして、
- ②更に行うべきまちづくりの方向について  
地域住民と共有化することを目的としました。

#### ☆ 山下地区まちづくり目標 ☆

『地区内や地区外とのつながりを大切にしたまちづくり』

地区内にとどまらず、地区外における人とのつながりを強め、様々な地域活動を通じてコミュニティが活性化し、これを推進力として、安全・安心で快適な地区となることを目指します。

目標達成に向けた具体的な方針をそれぞれ定めます。



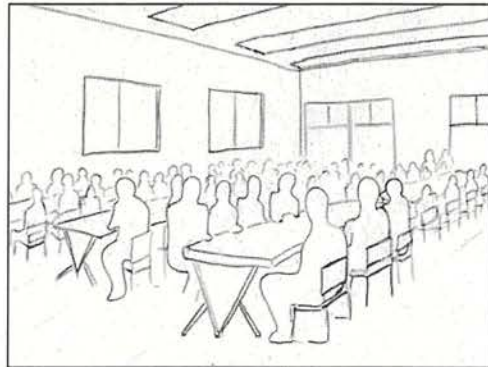
## A 活動拠点

既存施設の有効活用を進めるとともに新たな地域活動に対応した場の整備を検討します。

- ① 山下地域交流センターや山下みどり台小学校コミュニティハウスについては、施設仕様の改良などにより、さらに使いやすい施設となるよう改善を図ります。また、グラウンドの利用など、今後も継続して利用できるよう大学や小中学校など既存施設との連携を図ります。
- ② 北西線の整備に伴い生み出される公有地を活用し、山下地区全体を対象とした大規模なイベントや福祉活動、スポーツ活動など、新たな地域活動に対応した施設の整備を検討します。



○山下地域交流センター



○多人数で活動のできるホール(イメージ)

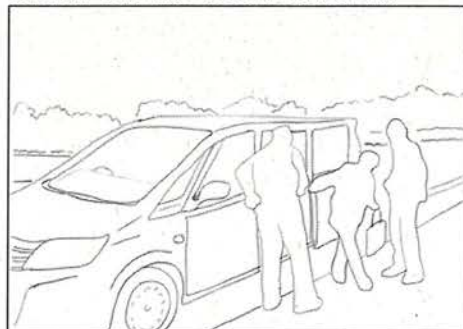
## B 交通

中山駅へのアクセスや地区内における交通網の充実に向けた検討を進めます。

- ① 北八朔及び青砥地区においては、都市計画道路中山北山田線の開通に合わせて、中山駅への既存バス路線の延伸を検討します。
- ② バス交通が分断している尾根道を結ぶ新たな地域の足を検討し、地域の一体性を高めます。
- ③ 高齢者を中心とした、車を運転しない方々が地域活動への参加や買い物がしやすくなるよう、近隣住民どうして助け合い移動できる仕組みを検討します。



○整備中の都市計画道路中山北山田線



○近隣住民で助け合う仕組み(イメージ)

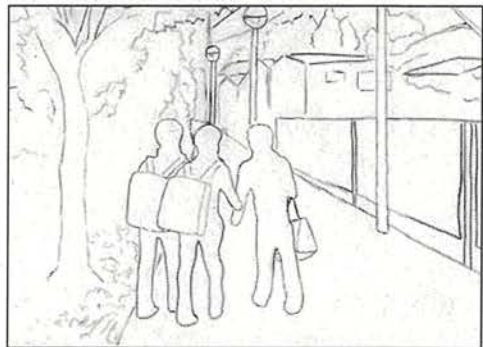
## C 歩行者空間

地区内を安全・安心に歩行できる空間づくりを目指します。

- ① 尾根道を通してセンター南方面へ抜ける車両を断つため、通過車両の多い朝夕の時間帯で交通規制を行うなどの対策を検討します。
- ② 尾根道における連続した歩行者空間の整備については、地域住民及び行政の協力を得ながら実現を目指します。
- ③ 小学校や中学校までの通学路を見直し、児童・生徒の安全を図ります。その際は、裏道の利用と舗装や防犯灯の設置などを合わせて検討します。
- ④ 危険箇所をチェックし地区内での情報共有を図るとともに、見通しの悪い交差点や暗い道など安全対策が必要な箇所については、防犯灯の設置や路面標示などの対策を検討します。



○尾根道の歩行者空間

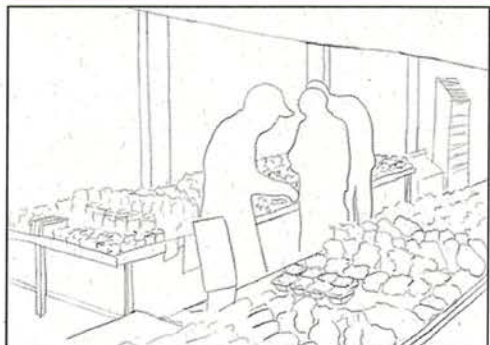


○通学路としての裏道の活用(イメージ)

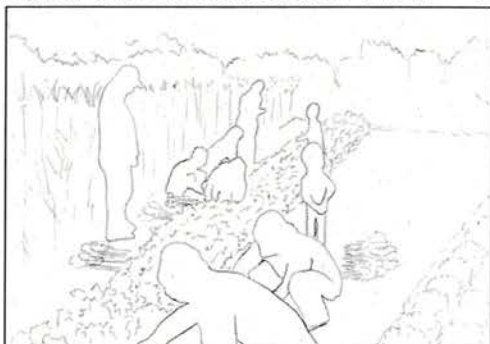
## D 農業

次世代につなぐ新たな農地の活用について検討します。

- ① 農産物の直売所と加工所を整備し、地産地消を促進するための取組を行うなど、農に関する情報を発信できる拠点に育てます。
- ② 付加価値の高い農作物や加工品などをつくり、農地の一部を特区農園や栽培収穫体験ファームなどの市民農園として整備するなど、次世代につなぐ新たな農業経営を目指します。
- ③ 中山駅に近い農地等については、その立地を生かし周辺地域の機能を補完するような都市機能の導入について、地権者及び地域住民の意向をふまえてその可能性を検討します。



○農業直売所を含めた農の拠点づくり(イメージ)



○農業体験できる環境(イメージ)

## E 自然環境

緑と水のある豊かな自然環境を保全します。

- ① まとまった樹林地や斜面緑地などは、地域の貴重な資源として地権者の協力を得ながら保全を図ります。それらの管理については、地域による管理体制(愛護会)をつくり適切な維持管理を行うとともに、樹林地における環境学習や地域のイベントなどでの利用を検討します。
- ② 森から流れる湧水や表流水、また、ホタルの生息できる環境を貴重な地域の美しい景観として見直し、保全を図ります。また、幹線道路の植樹帯や住宅地の空き地を活用するなど、市街地の緑を増やしていきます。



○地区の景観をつくる斜面緑地



○谷戸の森から流れ出る湧水

## F 防災

自助共助の仕組みづくりを検討します。

- ① 災害時の対応について、各世帯における備蓄の必要性を啓発・促進するとともに、高齢者の独り暮らしや要援護者の世帯を事前に把握し、避難所への移動方法などあらかじめ地区内で共助のシステムをつくります。
- ② 防災協力農地への登録を進め、災害時には地区内外からの避難者を受け入れます。

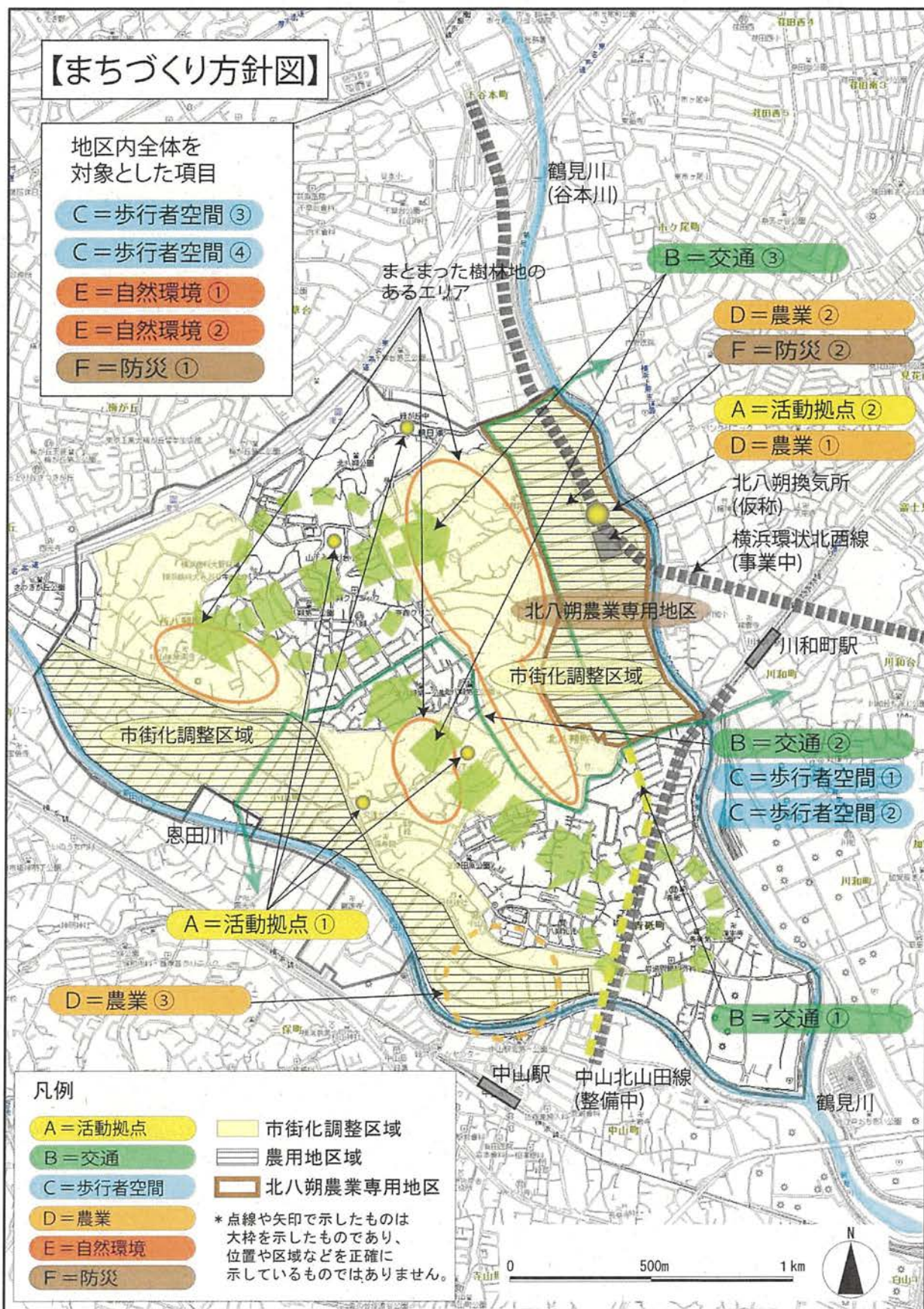


○避難時の共助システムづくり(イメージ)



○地区内における農地の例

# ☆山下地区安全・安心まちづくりプラン方針図☆





## ■プラン策定の経過

山下地区安全・安心まちづくり協議会(平成25年1月設立)は、北八朔町における横浜環状北西線の整備による地区環境の変化を機とし、地区の生活環境向上を目指して、まちづくりプランを策定しました。プラン策定後は、各まちづくりプランに合ったまちづくりを実現するため、具体的な活動や検討を行っていきます。

平成25年1月 山下地区安全・安心まちづくり協議会の設立

2月～3月 まちの現状確認と課題抽出(ワークショップ)



4～6月 課題図(案)の作成と意見募集



7月～11月 まちづくりプラン(案)の作成と意見募集



平成26年2月まちづくりプラン策定

【連絡先】 山下地区安全・安心まちづくり協議会

山下地域交流センター TEL/FAX



# 山下地区安全・安心まちづくりプラン 新旧対照表

資料 1 - 3

新	旧	備考
<p>【P1】</p> <p>1 山下地区の成り立ち</p> <p>山下地区は、緑区の北側に位置し、東西を鶴見川（谷本川）と恩田川に挟まれ、北を東名高速道路で区切られた三角地帯で、その中央には丘陵地帯がある特徴的な地形をなす地区です。</p> <p>元来、二つの川の肥沃な河岸段丘では耕作がなされ、丘陵地帯を里山としその裾野には集落を配し村が形成されていました。</p> <p>現在の山下地区もこうした村時代の構造を基盤として成り立っています。</p> <p>（現地の地形・道路図に明治14年の神社仏閣及び民家（集落）を重ねた図）</p> <p>2 地区の状況とまちづくりの進捗状況</p> <p>（1）地区の状況</p> <p>山下地区は農地と樹林地が地区の大半を占めていましたが、昭和30年代頃から青砥地区に工場と住宅地が出来、昭和45年には二つの川の河岸段丘が市街化調整区域、農用地区に指定され、「浜なし」や稲作・近郊野菜の栽培が盛んになりました。同時に丘陵地帯と青砥地区が市街化区域に指定され、新しい市営住宅の建設や戸建の住宅団地が造成され、農と住が結びついた閑静で自然豊かな地域となりました。</p> <p>そして平成26年には、都市計画道路「中山北山田線」が開通、令和2年には「横浜北西線」が開通するなど地域が大きく発展しました。現在（令和2年）、人口は約16,000人、高齢化率は26%弱と超高齢社会の地区でもあります。</p> <p style="text-align: center;">（土地利用現況図） （都市計画図）</p>	<p>【P1】</p> <p>1 山下地区の成り立ち</p> <p>山下地区は、鶴見川（谷本川）と恩田川に挟まれ、青葉区寺家につながる三角地の先端に位置しており、東名高速により青葉区と分断されています。</p> <p>また、土地中央に尾根が張り出すという特徴的な地形を成す地区です。元来、山裾に集落を配し、低地部を耕地に、斜面と高台を里山として活用しながら村が形成されました。</p> <p>現在のまちも、こうした村時代の構造を基盤として成り立っています。</p> <p>（現地の地形・道路図に明治14年の神社仏閣及び民家（集落）を重ねた図）</p> <p>2 現在の地区の状況と都市計画道路整備状況</p> <p>（1）地区の状況</p> <p>農地と樹林地が地区の大半を占めていましたが、青砥地区には昭和30年代頃から工場と住宅地が存在していました。</p> <p>昭和45年には、主に地区中央の丘の上と青砥町が市街化区域となり、河川沿いが市街化調整区域となりました。市街化調整区域は、地区面積の半分以上を占めています。</p> <p>それ以降、みどり台住宅団地と市営北八朔住宅が整備され、住民が増加しました。</p> <p style="text-align: center;">（地区図）</p>	<p>【文言修正】</p> <p>【題名変更】</p> <p>【文言修正】</p> <p>【項目集約】 旧 2-(2) → 新 2-(1)</p> <p>【図変更・追加】</p>











## 山下地区安全・安心まちづくりプラン 新旧対照表

新	旧	備考
<p>【P6】</p> <p style="text-align: center;">☆ 山下地区安全・安心まちづくり目標 ☆</p> <p style="text-align: center;">『誰もが安全・安心を実感できる緑豊かなまちづくり』</p> <p>安全・安心まちづくりや少子超高齢社会の進展に対応した「安全」「安心」とは、どの様な状態を考えれば良いでしょうか。</p> <p>「安全」とは、自然災害に対する備えがあり、犯罪のない、交通安全が確保された状態、「安心」とは、近助・共助・公助が機能し、相互に信頼できる支え合える仕組みが維持されている状態、と定義します。</p> <p>これらをハード面とソフト面から捉えて、改定する新しい「まちづくりプラン」は主にハード面からの取組みを中心に据え「誰もが安全・安心を実感できる緑豊かなまちづくり」を目標に推進します。なお、ソフト面からの取組みは、地域福祉保健計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」の山下地区別計画として推進します。</p> <p>この目標を達成するために、次の4つの切り口で取り組んでいきます。</p> <p>(1) 安全・安心で快適なまちづくり . . . . .《防災・防犯、歩行者空間》</p> <p>(2) 農と住が調和した緑豊かなまちづくり . . . . .《農業・自然環境》</p> <p>(3) 相互信頼のもとで相互に支え合えるまちづくり . . . . .《交通、活動支援》</p> <p>(4) 生き甲斐を育む活動の場・居場所のあるまちづくり . . . . .《活動拠点、活動支援》</p>	<p style="text-align: center;">☆ 山下地区まちづくり目標 ☆</p> <p style="text-align: center;">『地区内や地区外とのつながりを大切にしたまちづくり』</p> <p>地区内にとどまらず、地区外における人とのつながりを強め、様々な地域活動を通じてコミュニティが活性化し、これを推進力として、安全・安心で快適な地区となることを目指します。</p> <p>目標達成に向けた具体的な方針をそれぞれ定めます。</p>	<p>【題名修正】</p> <p>【文言修正】</p> <p>【文言修正】</p>



## 山下地区安全・安心まちづくりプラン 新旧対照表

新	旧	備考
<p>【A 活動拠点】</p> <p>既存施設の有効活用を進めるとともに新たな地域活動に対応した場の構築と整備を検討します。</p> <p>① 山下地域交流センターは、耐震化を進め安全安心を確保し、地域の人達の集いの場として活用促進を図ります。</p> <p>② 山下みどり台小学校コミュニティハウスについては、さらに使いやすい施設となるよう改善を図ります。また、小中学校などのグラウンドや施設の利用を今後も継続して利用できるよう学校との連携を図ります。</p> <p>③ 横浜北西線トンネル上部公有地を活用して建設される山下地域ケアプラザ内に、地域の人達の集いの場を作り、利用を図ります。また、上部利用施設として建設される消防団訓練所も、地域の人達への利活用を図ります。</p> <p>④ 洪水対策として整備される恩田川遊水地の上部利用施設は、地域の人達の要望を取り入れ構築し、利活用を図ります。</p> <p style="text-align: center;">(山下地域交流センター) (写真)</p> <p style="text-align: center;">(山下地域ケアプラザの建物パース) (図)</p> <p>【P7】</p> <p>【B 交通・歩行者空間】</p> <p>駅へのアクセスや地区内交通網の充実に向けた検討を進めます。また、安全・安心に歩行できる空間づくりを目指します。</p>	<p>【P3】</p> <p>【A 活動拠点】</p> <p>既存施設の有効活用を進めるとともに新たな地域活動に対応した場の整備を検討します。</p> <p>① 山下地域交流センターや山下みどり台小学校コミュニティハウスについては、施設仕様の改良などにより、さらに使いやすい施設となるよう改善を図ります。また、グラウンドの利用など、今後も継続して利用できるよう大学や小中学校など既存施設との連携を図ります。</p> <p>② 北西線の整備に伴い生み出される公有地を活用し、山下地区全体を対象とした大規模なイベントや福祉活動、スポーツ活動など、新たな地域活動に対応した施設の整備を検討します。</p> <p style="text-align: center;">(山下地域交流センター) (写真)</p> <p style="text-align: center;">(多人数で活動のできるホール (イメージ)) (図)</p> <p>【B 交通】</p> <p>中山駅へのアクセスや地域内における交通網の充実に向けた検討を進めます。</p>	<p>【文言修正】</p> <p>【文言修正】</p> <p>【項目分散】 旧 A-①→ 新 A-①, ②</p> <p>【文言修正】</p> <p>【新設】</p> <p>【写真変更】</p> <p>【図変更】</p> <p>【文言修正】</p> <p>【項目集約】 旧 【B 交通】、【C 歩行者空間】 →新 【B 交通・歩行者空間】</p>

## 山下地区安全・安心まちづくりプラン 新旧対照表

新	旧	備考
<p>① 都市計画道路中山北山田線の開通に合わせて中山駅へ延伸したバス路線の利用促進を図り、増便など利便性を改善するとともに、川和町駅への接続運行や山下地域ケアプラザへの交通網の確保を目指します。</p> <p>② 住民どうしで助け合い移動できる仕組みとして導入した山下地区「ささえあいバス」の運行の常態化を図り、高齢者を中心とした、車を運転しない方々の地域活動への参加や買い物を支えます。 (現在の中山北山田線(青砥町付近))(写真) (山下地区「ささえあいバス」)(写真)</p> <p>③ 歩道や車道が狭く、通学路や幹線道路における歩行者空間の危険個所が多い山下地区の特性を考慮し、学校・地域の方の意見を聞きながら、路面標示や交通規制などの安全対策を検討し改善を図ります。あわせて、バリアフリーにも配慮するなど、快適で安全安心な歩行者空間づくりを目指します。</p> <p>④ 狭あい道路や歩道の拡幅については、地権者の理解を得ながら行政に働きかけ、長期的な視点で改善に努めます。</p>	<p>① 北八朔及び青砥地区においては、都市計画道路中山北山田線の開通に合わせて、中山駅への既存バス路線の延伸を検討します。</p> <p>② バス交通が分断している尾根道を結ぶ新たな地域の足を検討し、地域の一体性を高めます。</p> <p>③ 高齢者を中心とした、車を運転しない方々が地域活動への参加や買い物がしやすくなるよう、近隣住民どうしで助け合い移動できる仕組みを検討します。 (整備中の都市計画道路中山北山田線)(写真) (近隣住民で助け合う仕組み(イメージ))(図)</p> <p>【P4】 【C 歩行者空間】 地区内を安全・安心に歩行できる空間づくりを目指します。</p> <p>① 尾根道を通してセンター南方面へ抜ける車両を断つため、通過車両の多い朝夕の時間帯で交通規制を行うなどの対策を検討します。</p> <p>② 尾根道における連続した歩行者空間の整備については、地域住民及び行政の協力を得ながら実現を目指します。</p> <p>③ 小学校や中学校までの通学路を見直し、児童・生徒の安全を図ります。その際は、裏道の利用と舗装や防犯灯の設置などを合わせて検討します。</p> <p>④ 危険個所をチェックし地区内での情報共有を図るとともに、見通しの悪い交差点や暗い道など安全対策が必要な個所については、防犯灯の設置や路面標示などの対策を検討します。</p>	<p>【文言修正】</p> <p>【削除】</p> <p>【文言修正】</p> <p>【写真変更】</p> <p>【削除】</p> <p>【文言修正】 【項目集約】</p> <p>旧 C-①, ②, ③, ④→新 B-③, ④</p>

## 山下地区安全・安心まちづくりプラン 新旧対照表

新	旧	備考
<p>【C 農業・自然環境】</p> <p>次世代につながる新たな農地の活用について検討します。 また、緑と水のある豊かな自然環境を保全します。</p> <p>① 直売所や朝市などにより地産地消を促進するとともに、農に関する情報発信や農とふれあう環境づくりを進めます。 (朝市の様子(北八朔上自治会館広場))(写真)</p> <p>【P8】</p> <p>② 認定市民菜園や栽培収穫体験ファームの整備などによる休耕地の利用を促進し、次世代への農業の継承と農地の保全を図ります。</p> <p>③ 市有地での地域菜園利用を継続し、子供たちの農業体験と環境学習の機会を促進します。</p> <p>④ 中山駅に近い農地等についてはその立地を生かし、周辺地域の機能を補完するような都市機能の導入について、地権者及び地域住民の意向を踏まえてその可能性を検討します。 (北八朔子ども会菜園)(写真)</p>	<p>(尾根道の歩行者空間)(写真) (通学路としての裏道の活用(イメージ))(図)</p> <p>【D 農業】</p> <p>次世代につながる新たな農地の活用について検討します。</p> <p>① 農産物の直売所と加工所を整備し、地産地消を促進するための取組を行うなど、農に関する情報を発信できる拠点に育てます。 (農業直売所を含めた農の拠点づくり(イメージ))(図)</p> <p>② 付加価値の高い農作物や加工品などをつくり、農地の一部を特区農園や栽培収穫体験ファームなどの市民農園として整備するなど、次世代につながる新たな農業経営を目指します。</p> <p>③ 中山駅に近い農地等については、その立地を生かし周辺地域の機能を補完するような都市機能の導入について、地権者及び地域住民の意向をふまえてその可能性を検討します。 (農業体験できる環境(イメージ))(図)</p>	<p>【削除】</p> <p>【削除】</p> <p>【文言修正】</p> <p>【項目集約】</p> <p>旧【D 農業】、【E 自然環境】 →新【C 農業・自然環境】</p> <p>【文言修正】</p> <p>【図変更】</p> <p>【文言修正】</p> <p>【新設】</p> <p>【図変更】</p>

## 山下地区安全・安心まちづくりプラン 新旧対照表

新	旧	備考
<p>⑤ 北八朔公園の貴重で美しい自然を永く保全し、地域の人達の憩いの場として利用し続けられるように保存管理を図ります。</p> <p>環境学習や地域のイベントなどで利用できる北八朔公園以外の樹林地や斜面緑地などは、地域の貴重な資源として地権者の協力を得ながら保全を図ります。</p> <p style="text-align: center;">(北八朔公園内「ほたる橋」)(写真)</p> <p>【D 防災・防犯】</p> <p>大規模災害に対応した自助・共助の仕組みづくり、地域防災拠点の充実を検討します。</p> <p>また、防犯灯などの設置や防犯パトロールにより地域に安心を届けます。</p> <p>① 大規模自然災害の多発化に対応し、各世帯における減災行動や備蓄の必要性を啓発・促進して自助力を高めるとともに、「防災ささえあいカード」により要援護者の世帯を事前に把握し、共助のシステムを検討します。</p>	<p>【P5】</p> <p>【E 自然環境】</p> <p>緑と水のある豊かな自然環境を保全します。</p> <p>① まとまった樹林地や斜面緑地などは、地域の貴重な資源として地権者の協力を得ながら保全を図ります。それらの管理については、地域による管理体制(愛護会)をつくり適切な維持管理を行うとともに、樹林地における環境学習や地域のイベントなどでの利用を検討します。</p> <p>② 森から流れる湧水や表流水、また、ホタルの生息できる環境を貴重な地域の美しい景観として見直し、保全を図ります。また、幹線道路の植樹帯や住宅地の空き地を活用するなど、市街地の緑を増やしていきます。</p> <p style="text-align: center;">(地区の景観をつくる斜面緑地)(写真)</p> <p style="text-align: center;">(谷戸の森から流れ出る湧水)(写真)</p> <p>【F 防災】</p> <p>自助共助の仕組みづくりを検討します。</p> <p>① 災害時の対応について、各世帯における備蓄の必要性を啓発・促進するとともに、高齢者の独り暮らしや要援護者の世帯を事前に把握し、避難所への移動方法などあらかじめ地区内で共助のシステムをつくります。</p>	<p>【削除】</p> <p>【文言修正】</p> <p>【項目集約】</p> <p>旧 E-①, ② →新 C-⑤</p> <p>【写真変更 ・削除】</p> <p>【文言修正】</p> <p>【項目追加】</p> <p>【文言修正】</p>

## 山下地区安全・安心まちづくりプラン 新旧対照表

新	旧	備考
<p>② 大規模地震災害ばかりでなく、風水害に対応した避難所運営や備蓄品の拡充を図ります。また、地域の施設の協力を得ながら、身近な避難場所の確保に努めます。</p> <p>③ 防災協力農地への登録を進め、災害時には地区内外からの避難者を受け入れます。</p> <p>④ 各自治会の防犯活動の促進に加え、青パトによる昼間・小学生の下校時・夜間の防犯パトロールを継続し、地域に安心を届けます。</p> <p>⑤ 暗い歩道への防犯灯や危険箇所への防犯カメラの設置など、犯罪抑止に注力します。</p> <p>⑥ 安全教室の開講や防犯情報の見える化に努めます。</p> <p style="padding-left: 40px;">(ハマッコトイレ (山下小学校地域防災拠点)) (写真)</p> <p style="padding-left: 80px;">(防犯パトロール (青パト)) (写真)</p> <p><b>【P9】</b></p> <p><b>【E 活動支援・情報共有化】</b></p> <p>地域内の支え合いや居場所づくりを支援します。</p> <p>また、活動内容を周知するため情報の共有化を図ります。</p> <p>① 「チョットした困りごと」に対応する生活支援活動を推進します。</p> <p>② サロンの開催など居場所づくりに努め、地域のつながりを高めます。</p> <p>③ まちづくりニュースを発行し、情報の共有化を図ります。また、情報通信技術 (ICT) の活用を検討します。</p> <p style="padding-left: 40px;">(生活支援事業 (庭木の刈込作業) (写真))</p> <p style="padding-left: 80px;">(サロンの様子) (写真)</p> <p style="padding-left: 80px;">(まちづくりニュース) (写真)</p>	<p>② 防災協力農地への登録を進め、災害時には地区内外からの避難者を受け入れます。</p> <p style="text-align: center;">(避難時の共助システムづくり (イメージ)) (図)</p> <p style="text-align: center;">(地区内における農地の例) (写真)</p>	<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【図・写真 変更】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【写真追加】</p> <p>【写真追加】</p> <p>【写真追加】</p>

## 山下地区安全・安心まちづくりプラン 新旧対照表

新	旧	備考
<p>このテーマは、地域福祉保健計画の「みどりのわ・ささえ愛プラン」山下地区別計画と共通のテーマですので、ハード面での取り組みを中心に「安全・安心まちづくりプラン」では取り上げたい。会議の効率化のため、両プランの共同開催を企画します。</p> <p>【P10】 ☆山下地区安全・安心まちづくりプラン方針図☆ 【まちづくり方針図】</p> <p>【P11】 ■プラン策定、改定の経過 山下地区安全・安心まちづくり協議会（平成 25 年 1 月設立）は、北八朔町における横浜北西線の整備による地区環境の変化を機とし、地区の生活環境向上を目指して、まちづくりプランを策定しました。プラン策定後は、各まちづくりプランに合ったまちづくりを実現するため、具体的な活動や検討を行っていきます。</p> <p>平成 25 年 1 月 山下地区安全・安心まちづくり協議会の設立 ↓</p>	<p>【P6】 ☆山下地区安全・安心まちづくりプラン方針図☆ 【まちづくり方針図】</p> <p>【P7】 ■プラン策定の経過 山下地区安全・安心まちづくり協議会（平成 25 年 1 月設立）は、北八朔町における横浜環状北西線の整備による地区環境の変化を機とし、地区の生活環境向上を目指して、まちづくりプランを策定しました。プラン策定後は、各まちづくりプランに合ったまちづくりを実現するため、具体的な活動や検討を行っていきます。</p> <p>平成 25 年 1 月 山下地区安全・安心まちづくり協議会の設立</p> <p>2 月～3 月 まちの現状確認と課題抽出（ワークショップ） (写真)</p> <p>4～6 月 課題図（案）の作成と意見募集 (写真)</p>	<p>【新設】</p> <p>【図修正】</p> <p>【題名変更】 【文言修正】</p> <p>【削除】 【削除】</p> <p>【削除】 【削除】</p>

## 山下地区安全・安心まちづくりプラン 新旧対照表

新	旧	備考
	7月～11月 まちづくりプラン（案）の作成と意見募集 （写真）	【削除】 【削除】
平成 26 年 2 月 まちづくりプラン策定 各まちづくりプランに沿って 具体的な活動や検討を行ってきました。	平成 26 年 2 月 まちづくりプラン策定	【新設】
令和元年 7 月 まちづくりプラン改定の検討開始 ↓		【新設】
令和 2 年 4 月 まちづくりプラン改定素案のとりまとめ ↓		【新設】
令和 2 年 8 月 まちづくりプラン改定素案の意見募集 ↓		【新設】
令和 2 年 9 月 意見を踏まえたプラン内容の再検討 ↓		【新設】
令和 2 年 9 月 意見募集の結果報告、プラン改定案の周知 ↓		【新設】
令和 2 年 10 月 横浜市へ認定の申出 ↓		【新設】
令和 2 年 11 月 横浜市地域まちづくり推進委員会 ↓		【新設】
令和 2 年〇月 まちづくりプラン認定（改定予定）		【新設】

## 山下地区安全・安心まちづくりプラン 活動計画書（令和3年度～令和7年度）

項目	令和3年度	令和4年度	令和5～7年度まで	
A 活動 拠点	①山下地域交流センターの耐震化と利用促進	*耐震化に向けた作業推進 *交流センターの役割検討と利用促進(ケアプラザとの分担)	*耐震化に向けた作業推進 *利用促進	*耐震化の実現 *利用促進
	②コミュニティーハウスの利用改善と学校のグランドや施設の地域への開放推進	*コミハの役割検討と利用促進 *学校開放の推進継続	*同左	*同左
	③山下地域ケアプラザの集いの場と消防団訓練所の利活用	*集いの場の立ち上げと役割・利用方針の決定 *消防団訓練所の利用方針の決定	*憩いの場の利用促進 *三活動拠点の役割の明確化 *消防団訓練所の利活用	*憩いの場の利用促進 *消防団訓練所の利活用
	④恩田川遊水地の上部利用施設の構築と利活用の検討	*上部利用施設の要望のまとめ	*上部利用施設実現に向けた対応	*同左
B 交 通 ・ 歩 行 者 空 間	①青81系統バスの利便性の改善と川和町駅とケアプラザへの迂回	*青81系統バスの利用促進 *バス会社への交渉開始	*青81系統バスの利用促進 *バス路線の検討	*青81系統バスの利用促進 *迂回バス路線の実現
	②ささえあいバスの運行常態化と利用促進策の検討実施及び運転手の若返り	*自主運行の推進と課題の検討 *ケアプラザルートの実現 *運転手の若返り推進	*利用促進と課題の抽出&対応 *運転手の若返りの推進 *ささえあいバスの更新	*同左
	③通学路や幹線道路の危険個所の安全対策の実施と快適で安全安心歩行者空間の実現	*スクールゾーン協議会等による検討 *指摘された危険個所の改善	*同左	*同左
	④狭い道路や歩道の拡幅	*検討・調整	*同左	*同左
C 農 業 ・ 自 然 環 境	①直売所や朝市などによる地産地消の促進と農に関する情報発信	*チラシ配布で地産地消促進 *直売所マップの作成検討	*チラシ配布で地産地消促進 *直売所マップの作成&配布	*地産地消促進
	②休耕地の利用促進と農地の保全	*休耕地の調査	*休耕地利用の検討	*休耕地利用の検討・調整
	③市有地での地域菜園利用の継続と農業体験・環境学習の促進	*地域菜園の利用継続	*同左	*同左
	④中山駅に近い農地等における都市機能導入の可能性の検討	*小山町の課題を考える会での検討・調整	*同左	*同左
	⑤北八朔公園の保存管理と公園以外の樹林地や傾斜緑地などの保全	*公園愛護会活動のバックアップとイベント等への参加 *樹林地や傾斜緑地の調査	*公園愛護会活動のバックアップとイベント等への参加 *樹林地や傾斜緑地の保全検討	*同左
D 防 災 ・ 防 犯	①各世帯の減災行動や備蓄の確保など自助力の強化と要援護者の共助システムの構築サポート	*自助力強化に向けた方法の検討 *要援護者世帯の把握と共助システムの検討	*自助力強化の啓蒙促進 *各自治会の共助システム取組方針の検討	*自助力強化の啓蒙促進継続 *各自治会の共助システム取組方針の決定
	②風水害に対応した避難所運営や備蓄品の充実及び身近な避難場所の確保	*風水害対応の避難所運営の検討 *風水害避難者への備蓄品の検討 *身近な避難場所の検討	*地域防災拠点での対応 *備蓄品の準備 *身近な避難場所候補の選定	*地域防災拠点での実動訓練の実施 *身近な避難場所との協定締結
	③防災協力農地への登録促進	*防災協力農地への登録促進	*同左	*同左
	④防犯活動の促進と青パトによる昼間・下校時・夜間の防犯パトロールの継続	*各自治会での防犯パトロールの推進 *青パトによる防犯パトロールの継続	*同左	*同左
	⑤暗い道への防犯灯、危険個所への防犯カメラの設置（毎年2台設置を目標）	*暗い場所の調査と防犯灯の設置 *犯罪発生懸念される場所の調査と防犯カメラの設置	*暗い場所への防犯灯の設置 *防犯カメラの設置	*同左
	⑥安全教室の開講と防犯情報の見える化	*小学生・高齢者への安全教室の開講の企画 *防犯情報の伝達方法の検討	*安全教室の開講 *防犯情報の見える化	*安全教室の開講の常態化 *防犯情報入手し防犯対策の実施
E 活 動 支 援 ・ 情 報 共 有	①生活支援活動の推進	*山下ボラセンの活動継続	*同左	*同左
	②サロンの開設など居場所づくりの推進	*高齢者施設でのサロンの開設	*サロンの利用促進	*サロンの開設と利用促進継続
	③まちづくりニュースなどの発行とICT活用による情報発信の多様化	*年2回のまちづくりニュースの発行 *ICT活用の検討	*まちづくりニュースの発行継続 *ICTによる情報の発信	*同左



## 活動実績書

活動年月	活動名	議題及び取組内容
平成 26 年 度	5月	第11回まちづくり協議会 1 地域まちづくりプラン・組織認定の報告 2 平成26年度事業計画について
	6月	第12回まちづくり協議会 1 プラン・組織認定の周知について 2 平成26年度活動方針について
	7月	第13回まちづくり協議会 1 プラン・組織認定の周知について 2 平成26年度活動方針の進捗について
	8月	第14回まちづくり協議会 1 平成26年度活動方針の進捗について 2 まちづくりニュース（9月末回覧予定）について
	9月	第15回まちづくり協議会 1 平成26年度活動方針の進捗について 2 まちづくりニュース（案）について
	10月	第16回まちづくり協議会 1 平成26年度活動方針の進捗について 2 地域活動施設先進事例視察会について 3 まちづくりニュースの発行について
	11月	第17回まちづくり協議会 1 地域活動施設先進事例視察会 (1)寺家ふるさと村 四季の家（青葉区寺家町414） (2)JA 田奈 本所（青葉区田奈町52番地8）
	12月	第18回まちづくり協議会 1 地域活動施設先進事例視察会の実施について 2 平成26年度活動方針の進捗について 3 エコプロダクツ2014への出展について
	1月	第19回まちづくり協議会 1 平成26年度活動方針の進捗について 2 まちづくりニュース第5号の内容について
	2月	第20回まちづくり協議会 1 平成26年度活動方針の進捗について 2 まちづくりニュース第5号（案）について 3 狭あい道路拡幅整備事業について
平成 27 年 度	4月	第21回まちづくり協議会 1 平成26年度の成果と平成27年度活動方針（案） 2 まちづくりニュース第5号発行について
	5月	第22回まちづくり協議会 1 平成27年度活動方針進捗状況
	6月	第23回まちづくり協議会 1 これまでの経緯について 2 平成27年度活動方針進捗状況 3 先進事例視察会について 4 協議会メンバーについて
	7月	第24回まちづくり協議会 1 平成27年度活動方針進捗状況
	9月	第25回まちづくり協議会 1 平成27年度活動方針進捗状況 2 山下地区におけるボランティアセンターの設置について
	10月	第26回まちづくり協議会 1 平成27年度活動方針進捗状況 2 まちづくりニュース第6号について
	11月	第27回まちづくり協議会 1 平成27年度活動方針進捗状況

		2 まちづくりニュース第6号の発行について	
12月	第28回まちづくり協議会	1 平成27年度活動方針進捗状況	
1月	第29回まちづくり協議会	1 平成27年度活動方針進捗状況(資料1-1~1-5) 2 地域住民の共助による自家用車送迎モデル事業に係る協定締結について 3 福祉保健課の出席について	
2月	第30回まちづくり協議会	1 平成27年度活動方針進捗状況 2 尾根道の歩行者空間整備について 3 乗合システム検討部会の立上げについて 4 地域まちづくり推進委員会で事例発表	
2月	第1回乗合部会	1 メンバー紹介、部会長・副部会長選出 2 進め方について 3 需要把握のための座談会の開催等について	
3月	第31回まちづくり協議会	1 平成27年度活動方針進捗状況 2 乗合部会 座談会の開催について 3 まちづくりニュース第7号の発行について	
平成 28 年 度	4月	第32回まちづくり協議会	1 平成27年度の成果 2 平成28年度活動方針案 3 まちづくりニュース第7号の発行について
	5月	第33回まちづくり協議会	1 平成28年度活動方針進捗状況
	5月	第2回乗合部会	1 新年度体制の確認 2 進め方について 3 座談会、ヒアリング状況および利用対象者、ルート、運行日、本数等について
	6月	第34回まちづくり協議会	1 尾根道の歩行者空間整備について 2 平成28年度活動方針進捗状況 3 山下地区における地域ケアプラザの整備について(要望書案)
	6月	第3回乗合部会	1 進め方の確認 2 車両について 3 ルート等について
	7月	第35回まちづくり協議会	1 平成28年度活動方針進捗状況
	7月	第4回乗合部会	1 進め方の確認 2 ルートの確認 3 運転手募集および利用対象者アンケートの実施について 4 運行に向けて
	8月	第36回まちづくり協議会	1 平成28年度活動方針進捗状況
	8月	第5回乗合部会	1 まちづくりニュース臨時号について 2 車の手配状況 3 進め方の確認

8月	第6回乗合部会	1 運行管理者の実務と運行マニュアルについて 2 一般社団法人の設立手続きについて 3 納車までのスケジュールについて
9月	第37回まちづくり協議会	1 平成28年度活動方針進捗状況
9月	第7回乗合部会	1 運行計画・運行方法等の確認について 2 実証運行団体としての環境整備について 3 その他（実証運行団体としての体制づくり）
9月	第8回乗合部会	1 バス利用者募集のチラシについて
10月	第38回まちづくり協議会	1 平成28年度活動方針進捗状況
10月	第9回乗合部会	1 運行計画・運行方法等の確認について 2 地域交通導入に関する連携細目協定書（案）について
10月	第10回乗合部会	1 運行開始に向けての確認について 2 連携細目協定書（案）について
11月	第39回まちづくり協議会	1 平成28年度活動方針進捗状況
11月	第11回乗合部会	1 運行開始に向けてのスケジュールと作業の確認について 2 運転者説明会と習熟運転について 3 開通式について
11月	第12回乗合部会	1 ルート・駐車場の最終確認 2 習熟運転のスケジュール・乗務日程表の確定 3 開通式について
12月	ささえあいバス出発式	
12月	第40回まちづくり協議会	1 平成28年度活動方針進捗状況
12月	第13回乗合部会	1 実証運行開始後の課題について 2 1月の乗務スケジュール
1月	第41回まちづくり協議会	1 平成28年度活動方針進捗状況
1月	第14回乗合部会	1 ささえあいバス利用状況について 2 バスルート・時刻表の再検討について 3 2月の乗務スケジュール
2月	第42回まちづくり協議会	1 平成28年度活動方針進捗状況 2 まちづくりニュース第8号の発行について
2月	第15回乗合部会	1 ささえあいバス利用状況について 2 バスルート・時刻表の修正案の確定について 3 バスルート・利用の周知について（まちづくりニュース案） 3月の乗務スケジュール
3月	第43回まちづくり協議会	1 平成28年度活動方針進捗状況 2 山下地区ささえあいバス 会員証の配布について
3月	第16回乗合部会	1 バスルート・時刻表の修正案の確定について

平成 29 年	4月4日	第6回まちづくり委員会	1 平成28年度の成果 2 平成29年度活動方針案
	4月26日	第8回ささえあいバス委員会	1 ささえあいバス利用状況について
	4月29日	第1回通常理事会	第1号議案 平成28年度事業報告 第2号議案 平成28年度決算報告 第3号議案 総会の開催
	5月17日	定時総会	第1号議案 平成28年度事業報告 第2号議案 平成28年度決算報告 第3号議案 平成29年度事業計画案 第4号議案 平成29年度予算案 第5号議案 役員への退任および選任
	5月17日	第1回臨時理事会	第1号議案 委員会設置に関する規則の変更
	5月24日	第9回ささえあいバス委員会	1 出席者紹介（自己紹介） 2 ささえあいバス利用状況について
	5月31日	第2回臨時理事会	第1号議案 会長の解任 第2号議案 副会長の解任 第3号議案 会長の選任 第4号議案 副会長の選任 第5号議案 事務局長の選任
	6月6日	第7回まちづくり委員会	1 出席者紹介（自己紹介） 2 まちづくり委員会の体制について 3 平成29年度活動方針進捗状況
	6月27日	第10回ささえあいバス委員会	1 ささえあいバス委員会の体制について 2 ささえあいバス利用状況について 3 持続可能な運行に向けた実証運行の検討の進め方について
	7月4日	第8回まちづくり委員会	1 平成29年度活動方針進捗状況
	7月25日	第11回ささえあいバス委員会	1 ささえあいバス利用状況について 2 持続可能な運行に向けた今後のスケジュールについて 3 利用者アンケート（素案）について
	8月29日	第12回ささえあいバス委員会	1 ささえあいバス利用状況について 2 本格運行へ向けて今年度に検討すべき事項について
	9月5日	第9回まちづくり委員会	1 尾根道の歩行者空間整備について 2 平成29年度活動方針進捗状況
	9月26日	第13回ささえあいバス委員会	1 ささえあいバス利用状況について 2 本格運行へ向けて検討すべき事項について 3 利用者アンケートの結果報告（速報）
10月24日	第14回ささえあいバス委員会	1 ささえあいバス利用状況について	

			2 利用者アンケートの結果報告 3 ささえあいバス実証運行ニュース・移動動向アンケート(案)について
	11月7日	第10回まちづくり委員会	1 平成29年度活動方針進捗状況
	11月28日	第15回ささえあいバス委員会	1 ささえあいバス利用状況について 2 移動動向アンケート(案) 3 本格運行に向けた検討
	12月26日	第16回ささえあいバス委員会	1 ささえあいバス利用状況について 2 移動動向アンケート(案) 3 本格運行に向けた検討
平成30年	1月16日	第11回まちづくり委員会	1 平成29年度活動方針進捗状況 2 北西線トンネル上部利用検討状況報告 3 ささえあいバス本格運行に向けた検討状況報告
	1月23日	第17回ささえあいバス委員会	1 ささえあいバス利用状況について 2 本格運行に向けた検討
	2月20日	第18回ささえあいバス委員会	1 ささえあいバス利用状況について 2 本格運行に向けた検討
	3月6日	第12回まちづくり委員会	1 平成29年度活動方針進捗状況 2 ささえあいバス本格運行に向けた検討状況報告 3 まちづくりニュース第10号の原稿案確認
	3月20日	第19回ささえあいバス委員会	1 ささえあいバス利用状況について 2 本格運行に向けた検討
	3月31日	第2回通常理事会	第1号議案 平成30年度事業計画案 第2号議案 平成30年度予算案
	4月21日	第1回通常理事会	第1号議案 平成29年度事業報告 第2号議案 平成29年度決算報告 第3号議案 定時総会の開催
	4月24日	第20回ささえあいバス委員会	1 ささえあいバス利用状況等について 2 本格運行に向けた検討
	5月8日	定時総会	第1号議案 平成29年度事業報告 第2号議案 平成29年度決算報告 第3号議案 平成30年度事業計画案 第4号議案 平成30年度予算案 第5号議案 役員の選任
	5月8日	第1回臨時理事会	第1号議案 会長の選任 第2号議案 副会長の選任 第3号議案 相談役の選任 第4号議案 事務局長の選任 第5号議案 委員会設置に関する規則の変更
5月8日	第13回まちづくり委員会	1 まちづくり委員会の体制(会長、副会長選出)	

			2 平成 29 年度の成果 3 平成 30 年度活動方針案
	5 月 29 日	第 21 回ささえあいバス委員会	1 ささえあいバス委員会の体制（会長、副会長選出） 2 ささえあいバス利用状況等について 3 本格運行に向けた検討
	6 月 19 日	第 2 回臨時理事会	第 1 号議案 委員会設置に関する規則の変更
	6 月 19 日	山下地域ケアプラザ（仮称） 新築工事 地域懇談会	1 出席者紹介 2 地域ケアプラザの概要及び計画案
	6 月 26 日	第 22 回ささえあいバス委員会	1 ささえあいバス利用状況等について 2 本格運行に向けた検討
	7 月 10 日	第 14 回まちづくり委員会	1 平成 30 年度活動方針進捗状況
	7 月 24 日	第 23 回ささえあいバス委員会	1 ささえあいバス利用状況等について 2 本格運行に向けた検討
	8 月 28 日	第 24 回ささえあいバス委員会	1 ささえあいバス利用状況等について 2 本格運行に向けた検討
	9 月 25 日	第 25 回ささえあいバス委員会	1 ささえあいバス利用状況等について 2 本格運行に向けた検討
	10 月 16 日	第 26 回ささえあいバス委員会	1 ささえあいバス利用状況等について 2 本格運行に向けた検討
	11 月 6 日	第 15 回まちづくり委員会	1 平成 30 年度活動方針進捗状況
	11 月 27 日	第 27 回ささえあいバス委員会	1 ささえあいバス利用状況等について 2 本格運行に向けた検討
	12 月 18 日	第 28 回ささえあいバス委員会	1 ささえあいバス利用状況等について 2 本格運行に向けた検討
平成 31 年	1 月 15 日	第 16 回まちづくり委員会	1 平成 30 年度活動方針進捗状況
	1 月 22 日	第 29 回ささえあいバス委員会	1 ささえあいバス利用状況等について 2 本格運行に向けた検討
	2 月 19 日	第 30 回ささえあいバス委員会	1 ささえあいバス利用状況等について 2 本格運行に向けた検討
	2 月 23 日	第 2 回通常理事会	第 1 号議案 平成 31 年度事業計画案 第 2 号議案 平成 31 年度予算案 第 3 号議案 委員会設置に関する規則の変更
	3 月 5 日	第 17 回まちづくり委員会	1 平成 30 年度活動方針進捗状況 2 まちづくりニュース第 12 号の原稿案確認
	3 月 19 日	第 3 回臨時理事会	第 1 号議案 緑区山下地区における地域共助による 移動手段の確保に関する連携協定の締 結 第 2 号議案 山下地区ささえあいバスの車両譲渡
	3 月 19 日	第 31 回ささえあいバス委員会	1 ささえあいバス利用状況等について

			2 本格運行に向けた検討
	4月16日	第32回ささえあいバス委員会	1 ささえあいバス利用状況等について 2 昨年度の事業報告について 3 今年度の収支について
	4月20日	第1回通常理事会	第1号議案 平成30年度事業報告 第2号議案 平成30年度決算報告 第3号議案 定時総会の開催
令和元年	5月16日	定時総会	第1号議案 平成30年度事業報告 第2号議案 平成30年度決算報告 第3号議案 令和元年度事業計画案 第4号議案 令和元年度予算案 第5号議案 役員を選任
	5月16日	第1回臨時理事会	第1号議案 会長の選任 第2号議案 副会長の選任 第3号議案 相談役の選任 第4号議案 事務局長の選任 第5号議案 委員会設置に関する規則の変更
	5月16日	第18回まちづくり委員会	1 まちづくり委員会の体制（会長、副会長選出） 2 まちづくり委員会の開催日について 3 平成30年度の成果 4 令和元年度活動方針案
	5月21日	第33回ささえあいバス委員会	1 ささえあいバス委員会の体制（会長、副会長選出） 2 ささえあいバス利用状況等について 3 今年度の活動計画について
	6月18日	第34回ささえあいバス委員会	1 ささえあいバス利用状況等について 2 ささえあいバスの位置づけについて 3 利用会員について
	7月4日	第19回まちづくり委員会	1 平成元年度活動方針進捗状況 2 まちづくりプランの見直しについて
	8月20日	第35回ささえあいバス委員会	1 ささえあいバス利用状況等について 2 利用会員の募集について 3 乗車分析について 4 本格運行の効果検証について
	9月5日	第20回まちづくり委員会	1 平成元年度活動方針進捗状況 2 まちづくりプランの見直しについて
	10月15日	第36回ささえあいバス委員会	1 ささえあいバス利用状況等について 2 利用会員の募集について 3 本格運行の効果検証について
	11月7日	第21回まちづくり委員会	1 平成元年度活動方針進捗状況 2 まちづくりプランの見直しについて

	12月17日	第37回ささえあいバス委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 ささえあいバス利用状況等について</li> <li>2 利用会員・スタッフアンケートの集計結果について</li> </ul>
	1月16日	第22回まちづくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 平成元年度活動方針進捗状況</li> <li>2 まちづくりプランの見直しについて</li> </ul>
	2月18日	第38回ささえあいバス委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 ささえあいバス利用状況等について</li> <li>2 来年度の利用会員募集について</li> </ul>
	3月5日	第23回まちづくり委員会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 まちづくりプランの見直しについて</li> <li>2 まちづくりニュース第14号(案)について</li> <li>3 消防団器具置き場及び訓練場の整備について</li> </ul>
令和 2 年	4月21日	第39回ささえあいバス委員会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 ささえあいバス利用状況等について</li> <li>2 昨年度の事業報告と補助金交付について</li> </ul>
	5月23日	定時総会(書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1号議案 令和元年度事業報告</li> <li>第2号議案 令和元年度決算報告</li> <li>第3号議案 令和2年度事業計画案</li> <li>第4号議案 令和2年度予算案</li> <li>第5号議案 役員を選任</li> </ul>
	6月18日	第1回臨時理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1号議案 会長の選任</li> <li>第2号議案 副会長の選任</li> <li>第3号議案 相談役の選任</li> <li>第4号議案 事務局長の選任</li> <li>第5号議案 委員会設置に関する規則の改正</li> </ul>
	6月18日	第24回まちづくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 出席者紹介</li> <li>2 まちづくり委員会の体制(会長、副会長選任)</li> <li>3 令和元年度の活動成果</li> <li>4 令和2年度活動方針案</li> <li>5 まちづくりプラン改定素案について</li> <li>6 プラン改定素案に対する住民アンケートの実施について</li> <li>7 今後のまちづくりプラン改定のスケジュール</li> </ul>
	6月23日	第40回ささえあいバス委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 ささえあいバス委員会の体制(会長、副会長選任)</li> <li>2 ささえあいバス利用状況等について</li> <li>3 今後の運行計画について(コロナ感染症対策)</li> </ul>
	8月25日	第41回ささえあいバス委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 ささえあいバス利用状況等について</li> <li>2 今後の運行計画について</li> </ul>
	9月17日	第25回まちづくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 まちづくりプラン改定のスケジュールについて</li> <li>2 まちづくりプラン改定素案のアンケート結果</li> <li>3 まちづくりプラン改定案の修正について</li> <li>4 まちづくりニュースについて</li> </ul>



# 山下地区安全・安心まちづくり協議会 ニュース 第 14 号

## ～令和元年下半期の活動報告～

令和2年4月発行  
 【発行元】  
 一般社団法人 山下地区  
 安全・安心まちづくり協議会

活動拠点

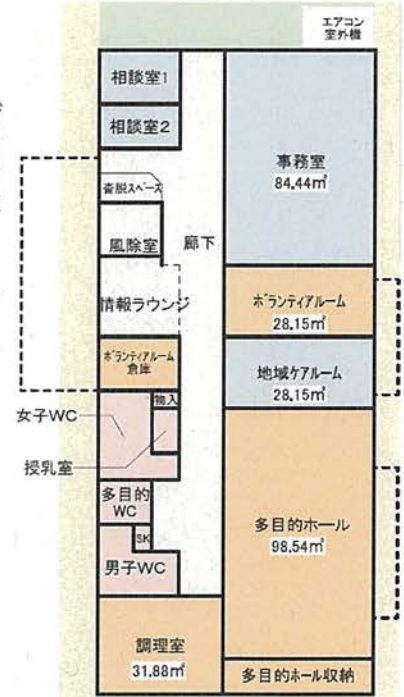
### 山下地域ケアプラザの工事がスタートします。

横浜北西線のトンネル上部を活用して整備される山下地域ケアプラザの工事説明会が3月19日に北西線PRルームで開催されました。3月22日に本線が開通した後、4月以降から工事が開始となり、令和3年1月末に工事完了、3月中に開所を予定しているようです。

建物の概要として、多目的ホール、ボランティアルーム、地域ケアルームが3室一体で利用でき、100人規模の健康体操などが可能となります。当協議会としても地域ケアプラザの利用促進に努めていきます。



▲山下地域ケアプラザのイメージパース



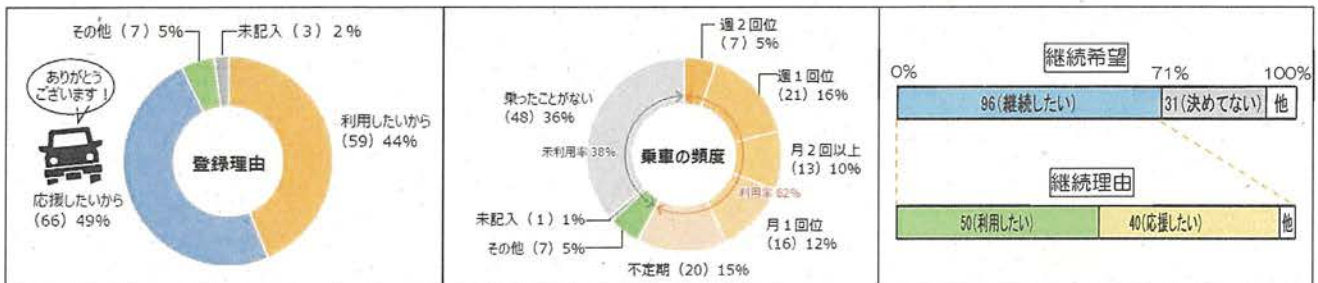
▲建物平面図（平成30年11月ボランティア懇談会資料を抜粋）

交通

### ささえあいバスの利用会員アンケートの結果を報告します。

昨年11月、ささえあいバスの利用会員を対象としたアンケートを実施し、65%の135名（配布時会員数208名）の方から回答をいただきました。アンケート結果より、回答者の6割がささえあいバスを利用しており、月1回以上利用される定期的利用会員は4割います。また、会員登録の目的が「応援したい」と答えた方が66名で、「利用したい」の59名を上回りました。なお、「応援したい」の会員の中でも、2割の方は定期的に利用されている状況です。

今後の継続希望は71%で、まだ決めていない方が23%います。このような結果を踏まえ、運行を今後も継続させるために応援目的の方の協力も求めながら、まだささえあいバスを知らない方への広報活動を木目細かく行い、会員数を増やしていく必要があります。



引き続き、令和2年度の会員登録を募集中です。これまでと同様に自治会長が受付窓口になっていますが、添乗員のいる買物便の車内でも受け付けますのでお気軽に声を掛けてください。また、利用会員の方は、是非ご家族やご友人をお誘いしてみてください。



**緑警察署、緑土木事務所による交差点の安全点検及び車止めの設置が実施されました。**

令和元年5月に滋賀県大津市で発生した重大な交通事故を受け、同様の事故を防ぐため、交差点や未就学児の移動経路について、緊急点検が行われたようです。

点検結果により、山下地区内では、右図の箇所  
で車止めが設置されました。その他、スクール  
ゾーン協議会による要望  
事項の対応状況を把握し、  
通学路の安全確保の促進  
に努めています。



整備前



整備後



整備前



整備後

**生活支援活動の本格運用を開始しました。是非、ご利用ください。**

超高齢社会や少子化に伴う共稼ぎ社会の進展に伴い、  
昨年年7月より「チョットした困り事」に手を差し伸べる  
生活支援活動の試行を始めましたが、大変好評で、計  
50件の利用申し込みをいただきました。最も多かった困  
りごとは、庭の草取りと枝切で、全体の7割を占めてお  
り、リピーターも多く今後も継続していく必要性を感じ  
ています。

半年間の試行期間の結果を受け、令和2年1月から本  
格的な運用を開始しましたので、皆様のご利用をお待  
ちしています。



▲ボランティア活動の様子

**まちづくりプランの見直しを進めています。**

山下地区安全・安心まちづくり協議会では、平成26年2月に山下地区まちづくりプラン策定し、そのテーマに基づいてまちづくり活動を進めています。これにより様々な取り組みがなされ、多くの目標が達成・整備されてきました。一方、策定から5年が経過し、新たに検討が必要なテーマが出てきており、現プランの見直しが必要です。令和の時代に向けた「安全安心まちづくり」の基本理念は、今まで培ってきたまちづくりプランの成果の上に立ち、『緑豊かな環境が維持され、安全で安心な生活ができ、相互の信頼のもと支え合う仕組みを持ったまちづくり』を目指すことにしました。まちづくりの目標とそれを達成するためにテーマを下記の4つに分け、地域福祉のソフト面とも連携したプランとなるよう検討していきます。

目標：誰もが安全・安心を実感できる緑豊かなまちづくり

テーマ

- 1.安全・安心で快適なまちづくり
- 2.農と住が調和した緑豊かなまちづくり
- 3.相互信頼のもとで相互に支え合えるまちづくり
- 4.生き甲斐を育む活動の場・居場所のあるまちづくり

令和2年5月頃 アンケート実施予定

地区の課題や現状を十分に加味し、充実した「まちづくりプラン」とするため、新しいプランの素案をまとめましたら、皆様にアンケートでご意見を伺います。手元に届きましたら、ご協力お願いいたします。







## まちづくりプラン改定素案に対するアンケート用紙 ～あなたのご意見をお聞かせください！～

回答は右下のアンケート回答用のはがき、または裏面のFAX送信表に、それぞれの設問で○を付けてお送り下さい。また、インターネットからの回答もできます。(裏面にURL、QRコード)

**問1** 概要版(別紙)にあるA～Eのまちづくりプラン改定素案について、どうお考えですか?  
それぞれ(ア.良い)か(イ.悪い)のどちらか1つを選び○を付け、(イ.悪い)の場合その理由をお書き下さい。

**A 活動拠点**・・・既存施設の有効活用を進めるとともに新たな地域活動に対応した場の構築と整備を検討します。

**B 交通・歩行者空間**・・・最寄駅へのアクセスや地区内における交通網の充実に向けた検討を進めます。  
また、安全・安心に歩行できる空間づくりを目指します。

**C 農業・自然環境**・・・次世代につなぐ新たな農地の活用について検討します。  
また、緑と水のある豊かな自然環境を保全します。

**D 防災・防犯**・・・大規模災害に対応した自助・共助の仕組みづくり、地域防災拠点の充実を検討します。  
また、防犯パトロールにより地域に安心を届けます。

**E 活動支援・情報共有化**・・・地域内の支え合いや居場所づくりを支援します。  
また、活動内容を周知するため情報の共有化を図ります。

**問2** 上記、A～Eのまちづくりプラン改定素案のなかで重要だと考えるプランはどれですか?  
最大3つまで選び○を付けて下さい。

**問3** 今後、「一般社団法人 山下地区安全・安心まちづくり協議会」がこのプランを基に山下地区のまちづくりを推進していくことに賛成いただけますか? (ア.賛成)か(イ.反対)のどちらか1つを選び○を付けて下さい。

**問4** まちづくりプラン改定素案について、修正すべき点などありましたら自由にご意見をお書き下さい。

### ☆アンケートの回答方法☆

アンケートは下記の期限までにご回答下さい。  
ご回答方法は、以下の3つとなります。

・右のアンケート回答用はがきを切り取りポストに投函

※アンケート回答用はがきに切手を貼る必要はありません。

・裏面のFAX送信表をFAX番号に送信

FAX番号：045-930-2209

送信先：緑区区政推進課 まちづくり調整担当

・インターネットから入力(裏面のURL、QRコード)

**【期 限】令和2年8月31日(月)まで**

なお、アンケートに関するお問い合わせは、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先：緑区区政推進課 まちづくり調整担当

TEL：045-930-2217

※アンケートは、緑区にて集計いたします。

お答えいただいたご回答やご意見は、改定するまちづくりプラン作成の参考とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

切り取り線

### アンケート回答用はがき

自治会名 \_\_\_\_\_ 年代 

～39	40～59
60～74	75～

**問1**

A 活動拠点                      ア. 良い                      イ. 悪い

[理由]

B 交通・歩行者空間              ア. 良い                      イ. 悪い

[理由]

C 農業・自然環境                  ア. 良い                      イ. 悪い

[理由]

D 防災・防犯                      ア. 良い                      イ. 悪い

[理由]

E 活動支援・情報共有化          ア. 良い                      イ. 悪い

[理由]

**問2**    A.    B.    C.    D.    E.

**問3**    ア. 賛成                      イ. 反対

**問4**    自由意見欄

切り取り線



# 山下地区安全・安心まちづくり協議会 ニュース 第15号

## ～まちづくりプラン改定素案に対する意見募集結果～

令和2年9月発行  
 【発行元】  
 一般社団法人 山下地区  
 安全・安心まちづくり協議会

### アンケートへのご協力ありがとうございました！！

この度、山下地区安全・安心まちづくり協議会は、令和の新しい時代の初めにあたり、また少子超高齢社会の進展に対応すべくまちづくりプランの改定を目指し、更に安全で安心なまちづくりを進めることにしました。本号は、みなさまにご回答をご協力いただいた、まちづくりプラン改定素案に対するアンケートの集計結果をご報告いたします。

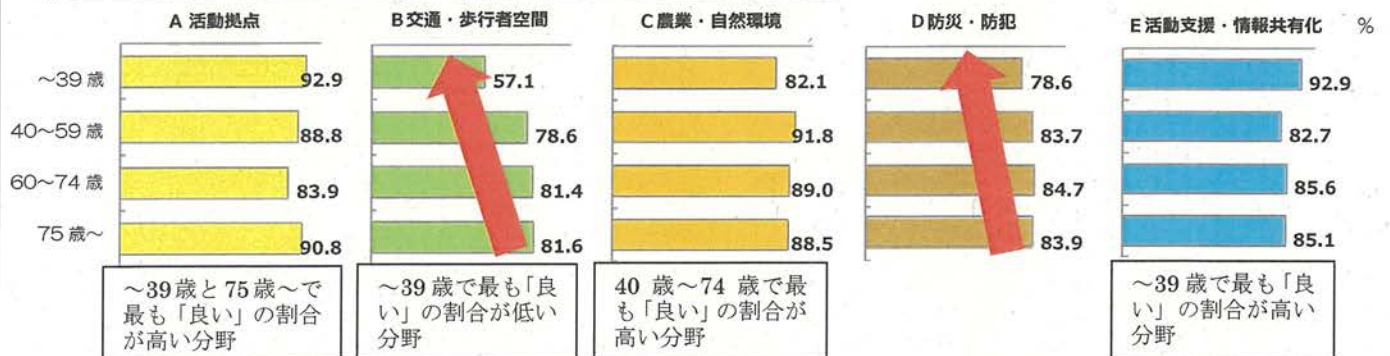
＜アンケート調査概要＞  
 ○調査対象：山下地区に在住の方  
 ○調査期間：令和2年7月24日～8月31日  
 ○調査方法：回覧等で配布  
 はがき、FAX、インターネットで回収  
 ○回収数：356票（回収率6.5%）

**それぞれのまちづくりプラン改定素案において、「良い」の回答が約8割を占める結果！  
 年代別では、B・Dで年齢が低くなるほど「良い」の割合が下がっている傾向に！**

Q.1 概要版にあるA～Eのまちづくりプラン改定素案について、どうお考えですか？  
 それぞれ(A.良い)か(I.悪い)のどちらか1つを選び○を付け、(I.悪い)の場合その理由をお書き下さい。



問1 年代別 AからEの各項目に「良い」と答えた方の割合



**最も重要だと考えるプランは、「B 交通・歩行者空間」と「D 防災・防犯」が高い割合に！**

Q.2 A～Eのまちづくりプラン改定素案のなかで重要だと考えるプランはどれですか？  
 最大3つまで選び○を付けて下さい。



以上のことから、地区で課題とされており、かつ、重要であるという認識の「B 交通・歩行者空間」と「D 防災・防犯」を中心にプランの改定素案を修正します。

## 皆様からいただいたご意見をもとに、改定素案の修正をしました！

アンケートの中で、地域の方々から多くのご意見をいただきました。その中でも特に記述の多かった「B 交通・歩行者空間」と「D 防災・防犯」に注目しました。

<p>「B 交通・歩行者空間」に関する記述: 100 件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■交通: 48 件・・・バスの延伸・増便、交通規制、ささえあいバスの安全性</li> <li>■歩行者空間: 44 件・・・歩道の拡幅・整備、尾根道の整備、障害物</li> <li>■その他: 8 件・・・高齢者のマナー、無電柱化、活動の広報</li> </ul>	<p>「D 防災・防犯」に関する記述: 73 件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■防災: 43 件・・・避難所の整備、共助のシステム、水害対策</li> <li>■防犯: 23 件・・・街灯の整備、防犯カメラの設置</li> <li>■その他: 7 件・・・高齢者のマナー、コミュニティ不足、障害者の支援、活動の広報</li> </ul>
--	---

	まちづくりプラン改定 (素案)	まちづくりプラン (案)
<b>B</b>	<b>交通・歩行者空間</b>	
①	都市計画道路中山北山田線の開通に合わせて中山駅へ延伸したバス路線の利用促進を図るとともに、川和町駅への接続運行や山下地域ケアプラザへの交通網の確保を目指します。	都市計画道路中山北山田線の開通に合わせて中山駅へ延伸したバス路線の利用促進を図り、 <b>増便など利便性を改善するとともに</b> 、川和町駅への接続運行や山下地域ケアプラザへの交通網の確保を目指します。
③	通学路や幹線道路における歩行者空間の危険箇所を把握し、路面標示や歩道整備、交通規制などの安全対策を検討します。あわせて、バリアフリーにも配慮するなど、快適な歩行空間づくりを目指します。	<b>歩道や車道が狭く、通学路や幹線道路における歩行者空間の危険箇所が多い山下地区の特性を考慮し、学校・地域の方の意見を聞きながら</b> 、路面標示や歩道整備、交通規制などの安全対策を検討し <b>改善を図ります</b> 。あわせて、バリアフリーにも配慮するなど、 <b>快適で安全安心な歩行者空間</b> を目指します。
④		<b>狭あい道路や歩道の拡幅については、地権者の理解を得ながら行政に働き掛け、長期的な視点で改善に努めます。</b>
<b>D</b>	<b>防災・防犯</b>	
	大規模災害に対応した自助・共助の仕組みづくり、地域防災拠点の充実を検討します。また、防犯パトロールにより地域に安心を届けます。	大規模災害に対応した自助・共助の仕組みづくり、地域防災拠点の充実を検討します。また、 <b>防犯灯などの設置や防犯パトロールにより地域に安心を届けます。</b>
②	大規模地震災害ばかりでなく、風水害に対応した避難所運営や備蓄品の拡充を図ります。	大規模地震災害ばかりでなく、風水害に対応した避難所運営や備蓄品の拡充を図ります。 <b>更に、風水害の多発化に対応し地域の施設の協力を得ながら、身近な避難場所の確保に努めます。</b>
⑤	⑥へ移行	<b>暗い歩道への防犯灯や危険箇所への防犯カメラの設置など、犯罪抑止に注力します。</b>
⑥	安全教室の開講や防犯情報の見える化に努めます。	

今回のアンケート結果を踏まえて修正した「山下地区安全・安心まちづくりプラン」の改定案を山下地域交流センターと山下みどり台小学校コミュニティハウスの2か所で閲覧できます。

また、各自治会長にも配布しておりますので、閲覧を希望される方はご連絡をお願いします。

なお、この改定案で横浜市へプランの認定を申請します。改定案に対するご意見は、下記に記載してあるMailに10月20日までにお問い合わせ下さい。

【連絡先】 一般社団法人 山下地区安全・安心まちづくり協議会

山下地域交流センター

Mail : XXXXXXXXXX





## まちづくりプラン改定素案のアンケート結果

### 【アンケート調査概要】

- 調査対象：山下地区に在住の方
- 調査期間：令和2年7月24日～8月31日
- 調査方法：回覧等での配布  
はがき、FAX、インターネットで回収
- 回収数：356通（はがき：278通 FAX：4通 インターネット：74通）
- 年齢割合：

～39歳	40～59歳	60～74歳	75歳～	無回答
28人	98人	118人	87人	25人

問1

### それぞれのまちづくりプラン改定素案において、「良い」の回答が約8割を占める結果に

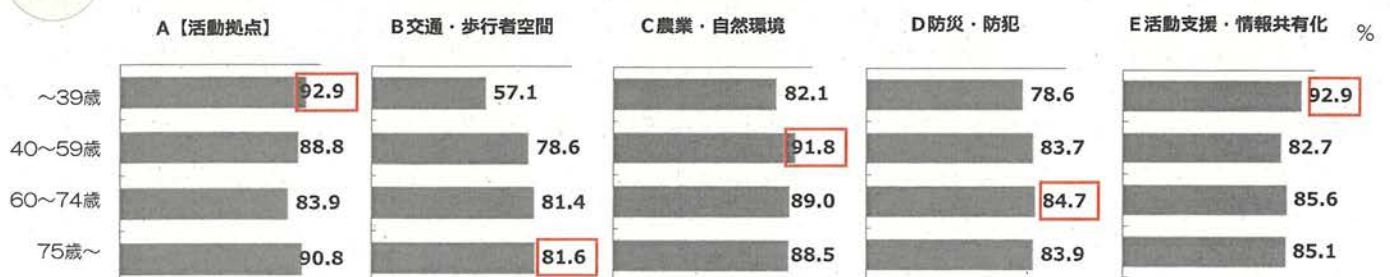
Q. 概要版にあるA～Eのまちづくりプラン改定素案について、どうお考えですか？  
それぞれ(A.良い)か(I.悪い)のどちらか1つを選び○を付け、(I.悪い)の場合その理由をお書き下さい。



まちづくりプラン改定素案の内容に「良い」答えた割合は、「B 交通・歩行者空間」(78.9%)を除き、それぞれのまちづくりプラン改定素案で8割を超える回答となっています。一方で「B 交通・歩行者空間」は、「悪い」(18.8%)の割合が最も多くなっており、その理由を尋ねると、「人が歩くのに危ない区間がまだまだたくさんある」や「歩行者通路の改修が完成とあるが、まだまだ不十分」といった歩行者空間に対する内容が多く挙げられています。

また、年代別に各項目に「良い」と答えた方の割合をみると、「～39歳」は「A 活動拠点」と「E 活動支援・情報共有化」、「40～59歳」は「C 農業・自然環境」、「60～74歳」は「D 防災・防犯」、「75歳～」は「B 交通・歩行者空間」が最も多くなっています。また「B 交通・歩行者空間」は、年代が上がるにつれて、「良い」の回答割合が多くなっています。

### 年代別 問1 年代別 AからEの各項目に「良い」と答えた方の割合



問2

最も重要だと考えるプランは、「D 防災・防犯」となり7割を超える回答結果に

Q. A～Eのまちづくりプラン改定素案のなかで重要だと考えるプランはどれですか？  
最大3つまで選び○を付けて下さい。(n=356)

まちづくりプラン改定素案のなかで重要だと考えるプランをみると、「D 防災・防犯」の73.6%が最も多く、さらに「B 交通・歩行者空間」の62.9%が続き、少し離れて「A 活動拠点」の30.9%、「E 活動支援・情報共有化」の30.6%、「C 農業・自然環境」の26.7%という結果となり、安心・安全の暮らし向上が求められる項目が多い割合となっています。



年代別の割合をみると、「～39歳」は「B 交通・歩行者空間」、「40～59歳」は「C 農業・自然環境」と「D 防災・防犯」、「60～74歳」は「A 活動拠点」、「75歳～」は「E 活動支援・情報共有化」が最も多くなっています。

年代別 問2 年代別 A～Eのまちづくりプラン改定素案のなかで重要だと考えるプラン (○は3つまで)

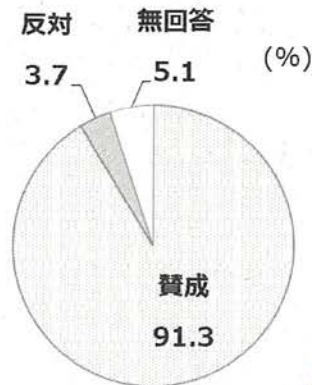


問3

プランの推進は9割を超える方が「賛成」答える

Q. 今後、「一般社団法人 山下地区安全・安心まちづくり協議会」がこのプランをもとに山下地区のまちづくりを推進していくことに賛成いただけますか？(ア.賛成)か(イ.反対)のどちらか1つを選び○を付けて下さい。

改定を行うまちづくりプランをもとに山下地区のまちづくりを推進していくことに賛成の方は91.3%となり、9割を占める割合となっています。



問4

自由記述について

Q. まちづくりプラン改定素案について、修正すべき点などありましたら自由にご意見をお書き下さい。

128名から自由意見の回答がありました。ご意見を分類すると「B 交通・歩行者空間」が37件と最も多く意見がありました。次いで、「D 防災・防犯」が31件となっています。

項目	件数
A 活動拠点に関すること	4
B 交通・歩行者空間に関すること	37
C 農業・自然環境に関すること	4
D 防災・防犯に関すること	31
E 活動支援・情報共有化に関すること	11
その他 (A～E 以外の記述)	45
自由意見 計	128

# 横浜市都市計画マスタープラン・緑区プランとの整合について

資料 5

当該まちづくりプラン改定案の記述	関連する緑区プランでの記述
<p>【A 活動拠点】 既存施設の有効活用を進めるとともに新たな地域活動に対応した場の構築と整備を検討します。</p> <p>①山下地域交流センターは、耐震化を進め安全安心を確保し、地域の人達の集いの場として活用促進を図ります。</p> <p>②山下みどり台小学校コミュニティハウスについては、さらに使いやすい施設となるよう改善を図ります。また、小中学校などのグラウンドや施設の利用を今後も継続して利用できるよう学校との連携を図ります。</p> <p>③横浜北西線トンネル上部公有地を活用して建設される山下地域ケアプラザ内に、地域の人達の集いの場を作り、利用を図ります。 また、上部利用施設として建設される消防団訓練所も、地域の人達への利活用を図ります。</p> <p>④洪水対策として整備される恩田川遊水地の上部利用施設は、地域の人達の要望を取り入れ構築し、利活用を図ります。</p>	<p>2-2「暮らしの環境」づくりプラン 2-2-(3)コミュニティづくりの方針 (1)身近な施設の充実と活用 地域における身近な施設として、<u>市民活動の拠点となる施設</u>は、計画されたものについては整備がおおむね完了しましたが、これらの施設の<u>運営にあたっては住民の参加を得て使いやすい施設運営を行います。</u> <u>小中学校も地域の施設として、積極的な開放と柔軟な運営を進めます。</u> <u>大学や企業の施設等の活用も検討します。</u></p> <p>2-1「緑と水の回廊」づくりプラン 2-1-(1)水辺の緑のまちづくり方針 (6)高速横浜環状北西線の整備を契機とした農業振興等 <u>北西線の整備による営農環境の変化に対し、将来の地域の農業の発展につながる農業振興策を検討、実施します。また、農道等の周辺道路や地域振興策に資する施設の整備を行います。</u></p>
<p>【B 交通・歩行者空間】 駅へのアクセスや地区内交通網の充実に向けた検討を進めます。 また、安全・安心に歩行できる空間づくりを目指します。</p> <p>①都市計画道路中山北山田線の開通に合わせて中山駅へ延伸したバス路線の利用促進を図り、増便など利便性を改善するとともに、川和町駅への接続運行や山下地域ケアプラザへの交通網の確保を目指します。</p> <p>②住民どうして助け合い移動できる仕組みとして導入した山下地区「ささえあいバス」の運行の常態化を図り、高齢者を中心とした、車を運転しない方々の地域活動への参加や買い物を支えます。</p> <p>③歩道や車道が狭く、通学路や幹線道路における歩行者空間の危険箇所が多い山下地区の特性を考慮し、学校・地域の方の意見を聞きながら、路面標示や交通規制などの安全対策を検討し改善を図ります。あわせて、バリアフリーにも配慮するなど、快適で安全安心な歩行者空間づくりを目指します。</p>	<p>1-2 緑区におけるまちづくりの考え方 〈つながりの方針〉 (1)「まちのまとまり」内のつながり <u>鉄道駅から徒歩圏外の住宅地では、バスなどの公共交通機関によりアクセシビリティを確保します。</u></p> <p>2-2「暮らしの環境」づくりプラン 2-2-(2)交通施設整備の方針 (3)鉄道及び地域交通サービスの維持・充実 <u>新たに幹線道路や交通広場が完成した場合には、地域住民の意見を踏まえた新たなバス路線について、事業者と連携して検討します。</u></p> <p>2-2「暮らしの環境」づくりプラン 2-2-(1)市街地整備の方針 (3)課題解決のための検討 <u>例えば、商店街の活性化や地域交通サービスの維持、車の乗合システム、買い物代行、用途地域の変更などを、その地域の実情に合わせて検討します。</u></p> <p>2-2「暮らしの環境」づくりプラン 2-2-(2)交通施設整備の方針 (1)歩行者空間の充実 <u>幹線道路・主要な地域道路など通行量の多い道路では歩道や歩道状空地の確保に努め、～ます。特に通過交通の多い住宅地においては、通過交通を排除し、～交通環境の改善を検討します。</u></p> <p>(4)交通施設のバリアフリー化 <u>また、建物のセットバック、道路の拡幅などにより歩行者空間の確保に努めるほか、電柱の撤去・移設、看板類の撤去などにより、障害物を極力排除していきます。</u></p>

## 横浜市都市計画マスタープラン・緑区プランとの整合について

当該まちづくりプラン改定案の記述	関連する緑区プランでの記述
<p>④狭あい道路や歩道の拡幅については、地権者の理解を得ながら行政に働きかけ、長期的な視点で改善に努めます。</p>	<p>(7)交通マナー向上に向けた啓発 自転車走行ルールの徹底や路上駐車抑制、また住宅地における車両のスピードや騒音の抑制などの交通マナー向上に向け、地域及び警察と連携し、啓発に努めます。</p> <p>2-2「暮らしの環境」づくりプラン 2-2-(1)市街地整備の方針 (7)区民が行う災害への備え また、幅員の狭い道路のみで構成された地区では、狭あい道路整備促進路線を重点に沿道住宅のセットバックにより道路を拡幅するなど、消防活動や救助活動の障害除去に努めます。</p>
<p>【C 農業・自然環境】 次世代につなぐ新たな農地の活用について検討します。また、緑と水のある豊かな自然環境を保全します。</p> <p>①直売所や朝市などにより地産地消を促進するとともに、農に関する情報発信や農とふれあう環境づくりを進めます。</p> <p>②認定市民菜園や栽培収穫体験ファームの整備などによる休耕地の利用を促進し、次世代への農業の継承と農地の保全を図ります。</p> <p>③市有地での地域菜園利用を継続し、子供たちの農業体験と環境学習の機会を促進します。</p> <p>④中山駅に近い農地等についてはその立地を生かし、周辺地域の機能を補完するような都市機能の導入について、地権者及び地域住民の意向を踏まえてその可能性を検討します。</p> <p>⑤北八朔公園の貴重で美しい自然を永く保全し、地域の人達の憩いの場として利用し続けられるように保存管理を図ります。 環境学習や地域のイベントなどで利用できる北八朔公園以外の樹林地や斜面緑地などは、地域の貴重な資源として地権者の協力を得ながら保全を図ります。</p>	<p>2-1「緑と水の回廊」づくりプラン 2-1-(1)水辺の緑のまちづくり方針 (4)農地の保全・活用 市民農園などで区民が収穫体験や農作業を楽しみながら農地を保全する取組を進めます。 農地を保全するという観点からも地産地消を推進します。</p> <p>2-1-(2)市街地の緑のまちづくり方針 (4)小規模な農地の保全・活用 市街地の農地は貴重なオープンスペースであり、防災上の空間としても重要です。これらは、生産緑地地区の指定により保全を図るとともに、栽培収穫体験ファームなど、市民が農とふれあう場として活用します。</p> <p>1-2 緑区におけるまちづくりの考え方 (土地利用の方針) (2)土地利用の変更に関する方針 市街化調整区域は基本的に市街化を抑制しますが、駅周辺あるいは拠点になりうる地域において、都市の成長や活性化などに資する計画的な都市整備が確実に行われる場合には、市街化区域への編入を検討します。</p> <p>2-1-(2)市街地の緑のまちづくり方針 (1)小規模な樹林地や斜面緑地などの保全 比較的小規模な樹林地や斜面緑地など、将来に渡り保全していく事が望ましく、景観に優れた地区を土地所有者や地域の協力を得ながら特別緑地保全地区などの緑地保全施策を活用し緑地を保全します。</p> <p>(9)住宅地内の空き地の活用 住宅地内の空き地などを一定期間活用して、地域や学校等が農体験できる環境を検討します。</p> <p>2-1-(4)緑と水のネットワーク方針 (5)市民活動の活性化と連携 樹林地の管理方法や農作業を習ったり、また、より多くの区民が自然体験や農体験を通して環境学習ができる機会なども設け、自然環境への関心を高めていきます。</p> <p>(6)民有緑地・農地の維持・管理 維持・管理の困難になった民有緑地について、市民活動団体が土地所有者の承諾のもと維持・管理する方法や、手助けしたい区民と出助けが必要な農家を結びつけて農地を保全していく取組を推進します。</p>

## 横浜市都市計画マスタープラン・緑区プランとの整合について

当該まちづくりプラン改定案の記述	関連する緑区プランでの記述
<p>【D 防災・防犯】</p> <p>大規模災害に対応した自助・共助の仕組みづくり、地域防災拠点の充実を検討します。</p> <p>また、防犯灯などの設置や防犯パトロールにより地域に安心を届けます。</p> <p>①大規模自然災害の多発化に対応し、各世帯における減災行動や備蓄の必要性を啓発・促進して自助力を高めるとともに、「防災ささえあいカード」により要援護者の世帯を事前に把握し、共助のシステムを検討します。</p> <p>②大規模地震災害ばかりでなく、風水害に対応した避難所運営や備蓄品の拡充を図ります。また、地域の施設の協力を得ながら、身近な避難場所の確保に努めます。</p> <p>③防災協力農地への登録を進め、災害時には地区内外からの避難者を受け入れます。</p> <p>④各自治会の防犯活動の促進に加え、青パトによる昼間・小学生の下校時・夜間の防犯パトロールを継続し、地域に安心を届けます。</p> <p>⑤暗い歩道への防犯灯や危険箇所への防犯カメラの設置など、犯罪抑止に注力します。</p> <p>⑥安全教室の開講や防犯情報の見える化に努めます。</p>	<p>2-2「暮らしの環境」づくりプラン 2-2-(1)市街地整備の方針 (7)区民が行う災害への備え <u>地域の助け合いを大切にし、高齢者、障害者等の要援護者を地域ぐるみで災害から守るよう努めます。</u></p> <p>2-1「緑と水の回廊」づくりプラン 2-1-(1)水辺の緑のまちづくり方針 (5)治水と防災 <u>さらに、住民の迅速な避難を誘導するための防災情報ネットワークの構築などにより、災害への対策を進めます。地震等の災害時に避難空間、応急仮設住宅建設用地等として活用することのできる農地の協力を求めます。</u></p> <p>2-1「緑と水の回廊」づくりプラン 2-1-(2)市街地の緑のまちづくり方針 (4)小規模な農地の保全・活用 <u>市街地の農地は貴重なオープンスペースであり、防災上の空間としても重要です。これらは、生産緑地地区の指定により保全を図るとともに、栽培収穫体験ファームなど、市民が農とふれあう場として活用します。</u></p> <p>2-2「暮らしの環境」づくりプラン 2-2-(1)市街地整備の方針 (8)防犯に配慮したまちづくり <u>犯罪の発生しにくい環境とするために、建物や公園については、死角を作らない工夫を行い、防犯灯の設置を進めます。一方、消防署車両や土木事務所車両などによる地域パトロール、地域における防犯パトロールなどを推進します。</u></p>
<p>【E 活動支援・情報共有化】</p> <p>地域内の支え合いや居場所づくりを支援します。</p> <p>また、活動内容を周知するため情報の共有化を図ります。</p> <p>①「チョットした困りごと」に対応する生活支援活動を推進します。</p> <p>②サロンの開催など居場所づくりに努め、地域のつながりを高めます。</p> <p>③まちづくりニュースを発行し、情報の共有化を図ります。また、情報通信技術（ICT）の活用を検討します。</p>	<p>2-2「暮らしの環境」づくりプラン 2-2-(3)コミュニティづくりの方針 (3)地域福祉の心の育成 <u>緑区地域福祉保健計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」に基づく取組など、子育て世代や高齢者、障害者などを支える地域の自主的な市民活動を支援して、<u>区民どうしが支え合う地域社会の形成を進めます。また、地域ケアプラザなど福祉保健活動の拠点を中心にして、区民が活動できる機会や仕組みを増やしていきます。</u></u></p> <p>(6)地域活動の充実 <u>生涯学習や支えあい、防災等の活動には、地域の人々が誰でも参加し、相互の交流を進めながら良好なコミュニティを形成していきます。</u></p>

地域まちづくり組織認定変更申出書

令和2年10月12日

(申出先)  
横浜市長

地域まちづくり組織の名称  
一般社団法人  
山下地区安全・安心まちづくり協議会  
申出者  
代表者住所 [REDACTED]  
代表者氏名 会長 篠崎 慧  
代表者電話番号 [REDACTED]

地域まちづくり組織としての認定の変更を受けたいので、横浜市地域まちづくり推進条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

(変更前)	(変更後)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体名 山下地区安全・安心まちづくり協議会</li> <li>・ 会則の変更</li> <li>・ 構成員の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体名 一般社団法人 山下地区安全・安心まちづくり協議会</li> <li>・ 会則 (別紙参照：定款及び委員会設置に関する規則)</li> <li>・ 構成員名簿 (別紙参照)</li> </ul>

- (注意) 1 代表者が法人その他の団体である場合は、代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 この申出書には、次に掲げる書類のうち、当該変更内容を証する書類のみ添付してください。
- (1) 活動計画書
  - (2) 活動実績書
  - (3) 会則
  - (4) 構成員名簿 (各構成員が当該団体の活動の対象となる地域の地域住民等 (居住者、事業者又は土地建物所有者) 又は地域まちづくりに関する活動を行う者のいずれであるかを記載したもの)
  - (5) 活動対象地域図
  - (6) 活動内容の周知の状況を示す書類
  - (7) 地域住民等の多数の支持を得ていることを示す書類
  - (8) その他市長が必要と認める書類
- 3 変更前と変更後の内容が分かるよう記入してください。
- 4 この申出に基づき、地域まちづくり組織としての認定の変更をした場合は、その旨を公表します。

(A4)

## 一般社団法人山下地区安全・安心まちづくり協議会定款

平成 年 月 日 認証



## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人山下地区安全・安心まちづくり協議会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を [REDACTED] に置く。

(目的)

第3条 この法人は、山下連合自治会を構成する自治会その他団体が連携してまちづくりを推進し、安全・安心な山下地区を作ることを目的とし、次の事業を行う。

- 1 まちづくりプランの策定
- 2 まちづくりプランの実現に向けたまちづくりの検討、実施
- 3 公共施設の管理、運営
- 4 その他の目的達成に関する必要な事業

(機関の設置)

第4条 この法人は、理事会及び監事を置く。

## 第2章 会 員

(会員)

第5条 この法人の会員は、山下連合自治会を構成する自治会その他の団体とし、会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

- 2 この法人に入会するには理事会が別に定める入会申込書による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。ただし、入会の基準は別に定めるものとする。

(会員名簿)

第7条 この法人は、会員の氏名または名称及び住所を記載した名簿を作成する。

(会費)

第8条 会員は、この法人の目的達成のために必要な経費として、会員総会において別に定める会費を支払う義務を負うものとする。

- 2 既納付の会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(任意退会)

第9条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前にこの法人に対して、退会の予告をするものとする。

(除名)

第10条 この法人の会員が、この法人の名誉を毀損し、またはこの法人の目的に反するような行為をしたとき、または会員としての義務に反したときは、会員総会の決議により除名することができる。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が1年以上なされなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しないものとする。

### 第3章 会員総会

(種類)

第13条 この法人の会員総会は、定時総会及び臨時総会とし、会員総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(構成)

第14条 会員総会は、会員をもって構成する。

2 会員は、会員総会において1個の議決権を有する。

(権限)

第15条 会員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 入会の基準並びに会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 各事業年度の決算報告
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 解散
- (8) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (9) 理事会において会員総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。

(開催地)

第17条 会員総会は、主たる事務所の所在地において開催するものとする。

(招集)

第18条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。2 会員総会を招集するには、会日より2週間前に各会員に対して、その通知を発することを要する。3 総会員の議決権の10分の1以上を有する会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した順序により副会長がこれに代わる。

(決議の方法)

第20条 会員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもって、これを決する。

2 会員総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法により表決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前項の議決権の数に参入する。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、これを決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

(議事録)

第21条 会員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び総会において選任された議事録署名人2名がこれに記名押印することを要する。

### 第4章 理事及び監事

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以内(会長1名・副会長2名以内を含む)
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。

3 理事のうち2名以内を業務執行理事とし、業務執行理事をもって副会長とする。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、会員の中から総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、法人の業務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。なお、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順序により会長の職務を代行する。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の業務執行の状況及びこの法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び会員総会に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び会員総会に出席して意見を述べるものとする。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期残存期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第27条 役員は、会員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、会員総会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。(責任の一部免除等)

第30条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(相談役)

第31条 この法人に、若干名の相談役を置くことができる。

2 相談役は、理事会において選任する。

3 相談役は、この法人の業務について会長の諮問に答え又は意見を述べることができる。

4 相談役の任期については、役員に準ずる。



## 第5章 理事会

(構成)

第32条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 会員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長、副会長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(6) 第30条の責任の免除

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合を除く。

2 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対しその通知を発しなければならない。

3 会長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 理事又は監事が理事及び監事全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

3 前項の規定は、一般法人法第91条第2項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

## 第6章 会 計

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項にかかわらず、この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成29年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書等の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時会員総会において報告又は承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書

(4) 財産目録

2 この法人は、前項の定時会員総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を公告するものとする。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 決算上剰余金が生じたときは、これを会員に分配してはならず、翌年度以降に繰り越すものとする。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、総会において総会員の総議決権数の3分の2以上の賛成がなければならない。

(解散)

第44条 この法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、会員総会において、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 委員会

(委員会)

第46条 理事会は、事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めた場合には、委員会を設置することができる。

## 第9章 事務局

(設置等)

- 第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  - 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
  - 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議によって別に定める事務局規程による。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第48条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第49条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

(公告)

- 第50条 この法人の公告方法は、主たる事務所の掲示場に掲示する方法とする。

## 第11章 附則

(設立時会員)

- 第51条 設立時の会員の氏名又は名称は次のとおりとする。

青砥町自治会

会長

青砥団地自治会

会長

小山町自治会

会長

北八潮自治会

会長

北八潮上自治会

会長

谷津田原住宅自治会

会長

谷津田原中央自治会

会長

みどり台自治会

会長

西八潮自治会

会長

谷津田原ハイツ自治会

会長

谷津田原第二自治会

会長

北八潮住宅自治会

会長

パークシティ横浜中山自治会

会長

(設立時役員)

- 第52条 設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時代表理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

設立時理事

- 第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

- 第54条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

附則

この定款は、平成28年10月3日から施行する。

以上、一般社団法人山下地区安全・安心まちづくり協議会設立のためにこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成28年10月3日

設立時社員 青砥町自治会 会長

- 設立時社員 青砥団地自治会 会長
- 設立時社員 小山町自治会 会長
- 設立時社員 北八朔自治会 会長
- 設立時社員 北八朔上自治会 会長
- 設立時社員 谷津田原住宅自治会 会長
- 設立時社員 谷津田原中央自治会 会長
- 設立時社員 みどり台自治会 会長
- 設立時社員 西八朔自治会 会長
- 設立時社員 谷津田原ハイツ自治会 会長
- 設立時社員 谷津田原第二自治会 会長
- 設立時社員 北八朔住宅自治会 会長
- 設立時社員 パークシティ横浜中山自治会 会長

平成28年登簿第156号
認 証 書
<p>本定款の設立時社員青砥団地自治会会長神谷幹雄          他11名の代理人兼設立時社員青砥町自治会会長荒          谷孝道は、その定款を本職の面前に提出して、各設          立者が各自の記名押印を自認している旨を陳述した。          よってこれを認証する。</p>
<p>但し、本定款第51条中4字削除4字加入、第5          2条中4字削除4字加入、末尾設立時社員記名押印          中4字削除4字加入の箇所あり。</p>
以下、余白
平成28年10月3日
横浜市中区羽衣町2丁目7番地10
横浜地方法務局所属
公証人

公 証 人 役 場

一般社団法人山下地区安全・安心まちづくり協議会  
委員会設置に関する規則

(目的)

第1条 一般社団法人山下地区安全・安心まちづくり協議会（以下、「協議会」という。）の事業の円滑な遂行を図るために、協議会に委員会を置く。

(種類)

第2条 委員会の種類は、別表1のとおりとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、別表2のとおりとする。

(役員)

第4条 委員会の役員は、会長、副会長とし、副会長は会長に事故があるときに会長に変わる。

2 役員は、委員の互選により決める。

3 会長は、委員会を招集し、議長となる。

(参考人)

第5条 委員会は、必要に応じて参考人に出席を求めることができる。

(委員会への出席)

第6条 横浜市緑区青砥町、北八朔町、西八朔町、小山町に居住する世帯主若しくはこれに準ずる者、店舗等の事業を営む者、土地、建物等を所有する者又は地域で活動を行う者で、各委員会の活動に関心を持ち、各委員会の承認を得た者は各委員会に出席することができる。

(補則)

第7条 この規則に定めていないことに関しては、委員会で決める。

第8条 この規則は、令和2年6月18日から施行する。

別表1

- |   |            |
|---|------------|
| 1 | まちづくり委員会   |
| 2 | ささえあいバス委員会 |

別表2

- |   |                 |
|---|-----------------|
| 1 | まちづくり委員会委員      |
|   | 青砥町自治会長         |
|   | 青砥団地自治会会長       |
|   | 小山町自治会会長        |
|   | 北八朔自治会会長        |
|   | 北八朔上自治会会長       |
|   | 北八朔住宅自治会会長      |
|   | 西八朔町自治会会長       |
|   | パークシティ横浜中山自治会会長 |
|   | みどり台自治会会長       |

- 谷津田原住宅自治会会長
- 谷津田原第二自治会会長
- 谷津田原中央自治会会長、山下小学校地域防災拠点運営委員会委員長
- 谷津田原ハイツ自治会会長
- 山下地区保健活動推進員会会長
- 山下地区民生児童委員協議会会長
- 山下地区社会福祉協議会会長
- 北八朔公園愛護会会長
- 北八朔自治会
- 山下連合自治会相談役、小山町自治会
- 山下連合自治会相談役、北八朔上自治会
- 北八朔恵みの里連絡会会長
- 山下みどり台小学校地域防災拠点運営委員会委員長

2 ささえあいバス委員会委員

- 青砥町自治会長
- 青砥団地自治会会長
- 小山町自治会会長
- 北八朔自治会会長
- 北八朔上自治会会長
- 北八朔住宅自治会会長
- 西八朔町自治会会長
- パークシティ横浜中山自治会会長
- みどり台自治会会長
- 谷津田原住宅自治会会長
- 谷津田原第二自治会会長
- 谷津田原中央自治会会長
- 谷津田原ハイツ自治会会長
- 山下連合自治会相談役、北八朔上自治会
- 山下地区保健活動推進員会会長
- 山下地区民生児童委員協議会会長
- 山下地区社会福祉協議会会長

構成員名簿(令和2年5月23日時点)

	氏名	備考
1	■■■■ ■■■■	理事
2	■■■■ ■■■■	理事
3	■■■■ ■■■■	理事
4	■■■■ ■■■■	理事
5	■■■■ ■■■■	理事
6	■■■■ ■■■■	理事
7	■■■■ ■■■■	理事
8	■■■■ ■■■■	理事
9	■■■■ ■■■■	理事
10	■■■■ ■■■■	理事
11	■■■■ ■■■■	理事
12	■■■■ ■■■■	監事
13	■■■■ ■■■■	監事

※構成員全員が、活動対象地域の居住者となっています。